



神奈川県
県民局次世代育成部青少年課

平成29年度 神奈川県社会環境実態調査結果

平成30年3月

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

目次

I	調査の概要	3
II	調査結果	5
1	コンビニエンスストア	
	(1) 調査実施店舗数	5
	(2) 有害図書類の取扱い	5
	(3) 有害図書類の区分陳列	6
	(4) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	8
	(5) たばこ・酒類の販売時の年齢確認	9
2	インターネットカフェ・まんが喫茶	
	(1) 調査実施店舗数	10
	(2) 営業区分	10
	(3) 営業時間（深夜営業の状況）	11
	(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	12
	(5) 客席の状況（ペアシート等の有無、個室内の見通し、個室内の鍵）	13
	(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	14
	(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
3	複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）	
	(1) 調査実施店舗数	16
	(2) 営業時間（深夜営業の状況）	16
	(3) 有害図書類の取扱い	17
	(4) 有害図書類の区分陳列	19
	(5) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	20
	(6) Z区分ゲームの取扱い	21
	(7) Z区分ゲームの区分陳列	22
	(8) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	23
III	単純集計一覧表	25
IV	実施要領・調査要領	31
<図表>		
図表1-1	コンビニエンスストア調査実施店舗数（地域別）	5
図表1-2-1	有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無	5
図表1-2-2	有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無	6
図表1-3-1	有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況	6
図表1-3-2	有害図書類の区分陳列方法	7
図表1-4-1	有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	8
図表1-4-2	有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	8

図表 1-5-1	たばこ・酒類の販売時の年齢確認	9
図表 1-5-2	年齢確認を要する未成年者と思われる者の判断基準	9
図表 2-1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	10
図表 2-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	10
図表 2-3-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）	11
図表 2-3-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移	11
図表 2-4-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	12
図表 2-4-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	12
図表 2-5-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	13
図表 2-5-2	個室内の状況	13
図表 2-6-1	自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	14
図表 2-6-2	自主規制の実施状況の推移	14
図表 2-7	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組	15
図表 3-1-1	複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）	16
図表 3-1-2	複合店等の営業区分	16
図表 3-2	複合店等の営業時間（深夜営業の状況）	16
図表 3-3-1	有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無	17
図表 3-3-2	有害図書類【本・雑誌等】取扱状況の経年比較	17
図表 3-3-3	有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無	18
図表 3-3-4	有害図書類【映像ソフト】取扱状況の経年比較	18
図表 3-4-1	有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況	19
図表 3-4-2	有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況	19
図表 3-4-3	有害図書類の区分陳列方法	20
図表 3-5-1	有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	20
図表 3-5-2	有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	21
図表 3-6-1	Z区分ゲーム取扱いの有無	21
図表 3-6-2	Z区分ゲーム取扱状況の経年比較	22
図表 3-7-1	Z区分ゲーム区分陳列実施状況	22
図表 3-7-2	Z区分ゲームの区分陳列方法	23
図表 3-8	Z区分ゲーム 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	23

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に影響の大きい各種営業の実態を明らかにし、青少年行政を進める上での基本データを収集することにより、地域の青少年を取り巻く社会環境の健全化の取組に役立てるため、県と市町村が連携して行っているものです。

平成 29 年度は、コンビニエンスストア、インターネットカフェ・まんが喫茶、複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）を対象に調査を行いました。

2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、平成 29 年 7 月～9 月を主な調査期間としています。

3 調査実施店舗数

県内全域

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) コンビニエンスストア | 166 店 |
| (2) インターネットカフェ・まんが喫茶 | 93 店 |
| (3) 複合店等 | 322 店 |

（内訳：複合店 153 店、古書店 106 店、映像ソフト取扱店 32 店、ゲームソフト取扱店 30 店、その他 1 店）

※ (1) については、駅前や遊興施設周辺など青少年の利用しやすい場所にあり、たばこ・酒類を取扱う店舗を無作為に抽出した店舗数、(2) については、県や市町村で把握している店舗数、(3) については、平成 27 年度（前回）調査で有害図書類の取扱があった店舗 320 店及び県や市町村で把握した新規開店等の店舗 2 店を合わせた店舗数

4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

5 調査項目

(1) コンビニエンスストア

- ① 店名、所在地
- ② 有害図書類の取扱い有無（本、雑誌等、映像ソフト）
- ③ 有害図書類等の区分陳列方法（有害図書類取扱い店）
- ④ 18 歳未満への販売・貸付等禁止の表示（有害図書類取扱い店）
- ⑤ たばこ・酒類販売時の年齢確認

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- ① 店名、所在地
- ② 営業区分
- ③ 営業時間（深夜営業の状況）
- ④ 条例に基づく措置（18 歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

- ⑤ 客席の状況（ペアシート等の有無、個室の見通し、個室の鍵）
- ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
- ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(3) 複合店等

- ① 店名、所在地
- ② 深夜営業の有無
- ③ 有害図書類の取扱いの有無
- ④ 有害図書類の区分陳列方法（本、雑誌等、映像ソフト）
- ⑤ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示（有害図書類取扱い店）
- ⑥ Z区分のゲームソフトの取扱い有無
- ⑦ Z区分のゲームソフトの区分陳列方法
- ⑧ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示（Z区分のゲーム取扱い店）

6 主な調査結果

(1) コンビニエンスストア

- 調査店舗 166 店のうち 95 店（57.2%）で本・雑誌等の有害図書類を、4 店（2.4%）で映像ソフト（DVD 等）の有害図書類を取り扱っていた。そのうち、本・雑誌等の有害図書類を取り扱う店舗では 91 店（95.8%）、映像ソフトの有害図書類を取り扱う店舗では 4 店すべてで区分陳列が実施されていた。
- 「18歳未満への販売・貸付等禁止の表示」は、本・雑誌等の有害図書類を扱う店舗では 83 店（87.4%）、映像ソフトの有害図書類を扱う店舗では 3 店（75.0%）で実施されていた。
- 調査店舗のうち酒類・たばこ販売時の年齢確認方法（複数回答あり）として、タッチパネル等又は口頭確認が 109 店（65.7%）、証明書等の提示が 79 店（47.6%）あった。

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- 条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は 87 店（93.5%）で実施されていた。
- 努力義務である「フィルタリング等の措置」は、73 店（78.5%）で実施されていた。
- 客席の状況については、「2人以上で利用できるブース席（ペアシート等）」のある店舗が 83 店（89.2%）あり、そのうち、「ペアシート内部の外部からの見通し」が可能な店舗が 68 店（81.9%）、「ペアシート内の鍵」がない店舗が 63 店（75.9%）であった。

(3) 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）

- 調査店舗のうち 159 店（49.4%）で本・雑誌等の有害図書類を、237 店（73.6%）で映像ソフトの有害図書類を取扱っていた。そのうち、本・雑誌等の有害図書類を取扱う店舗では 144 店（90.6%）で、映像ソフトの有害図書類を取扱う店舗では 221 店（93.2%）で、区分陳列が実施されていた。
- 「18歳未満への販売・貸付等禁止の表示」は、本・雑誌等の有害図書類を扱う店舗では 144 店（90.6%）、映像ソフトの有害図書類を扱う店舗では 223 店（94.1%）で実施されていた。
- Z区分のゲームソフトの取扱いがあった店舗は 189 店（58.7%）であり、そのうち 156 店（82.5%）で区分陳列が実施されていた。また、「18歳未満への販売・貸付等禁止の表示」がある店舗は 170 店（89.9%）であった。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

1 コンビニエンスストア

(新規)

(1) 調査実施店舗数

インターネットで、駅前や遊興施設周辺等にあり、たばこ・酒類を取扱うコンビニエンスストアを検索し、その中から無作為に抽出した166店について調査を実施した。

図表1-1 コンビニエンスストア調査実施店舗数(地域別)

(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
29年度	54	13	13	32 (6)	22	32	166

(2) 有害図書類の取扱い

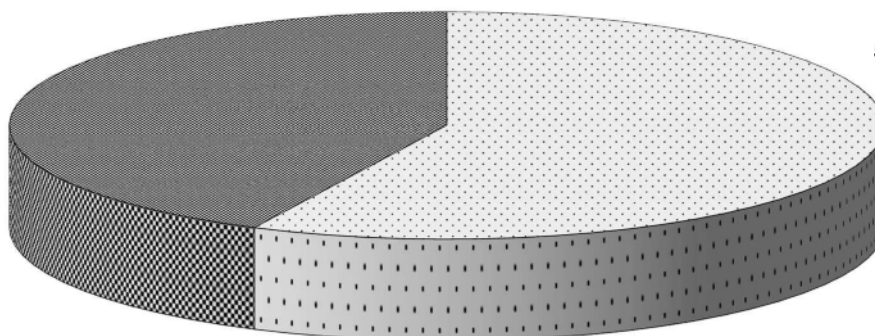
ア 有害図書類【本・雑誌等】の取扱い

調査実施店舗166店のうち、有害図書類【本・雑誌】の取扱いがあった店舗は57.2%(95店)であった。

図表1-2-1 有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無(N=166)

有害図書類
【本・雑誌等】
取扱いなし
42.8%(71店)

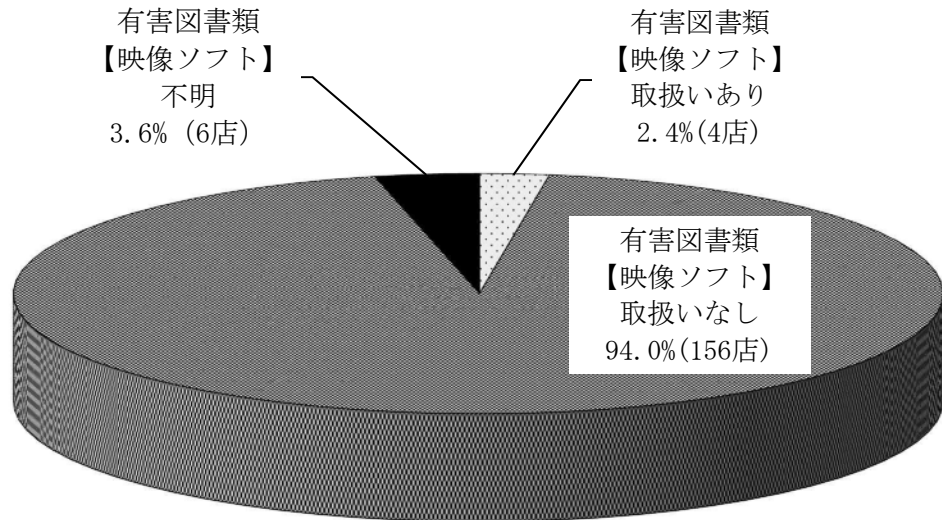
有害図書類
【本・雑誌等】
取扱いあり
57.2%(95店)



イ 有害図書類【映像ソフト】の取扱い

調査実施店舗 166 店のうち、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 2.4%（4 店）であった。

図表 1-2-2 有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無（N=166）

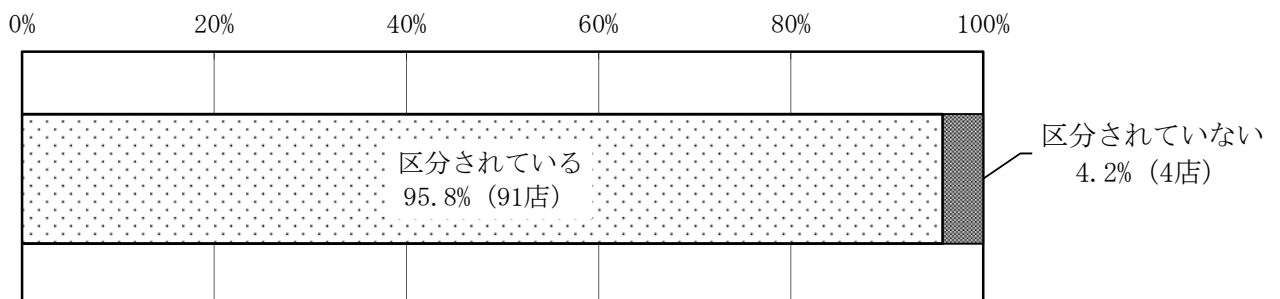


(3) 有害図書類の区分陳列

ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある 95 店のうち、「区分されている」店舗は 95.8%（91 店）、「区分されていない」店舗は 4.2%（4 店）であった。

図表 1-3-1 有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（N=95）



イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

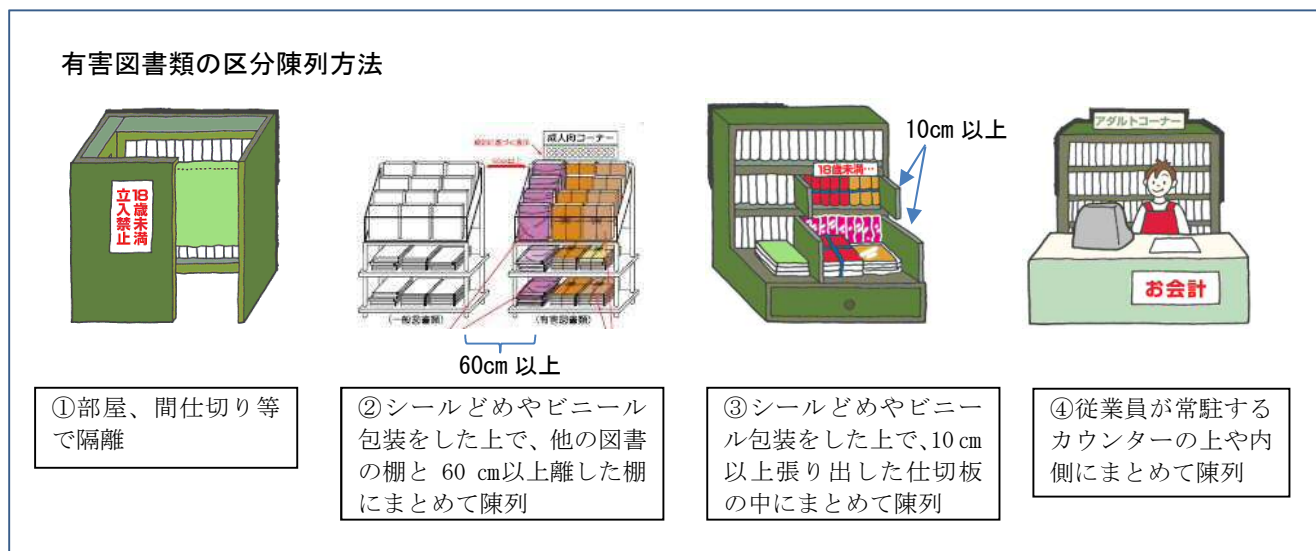
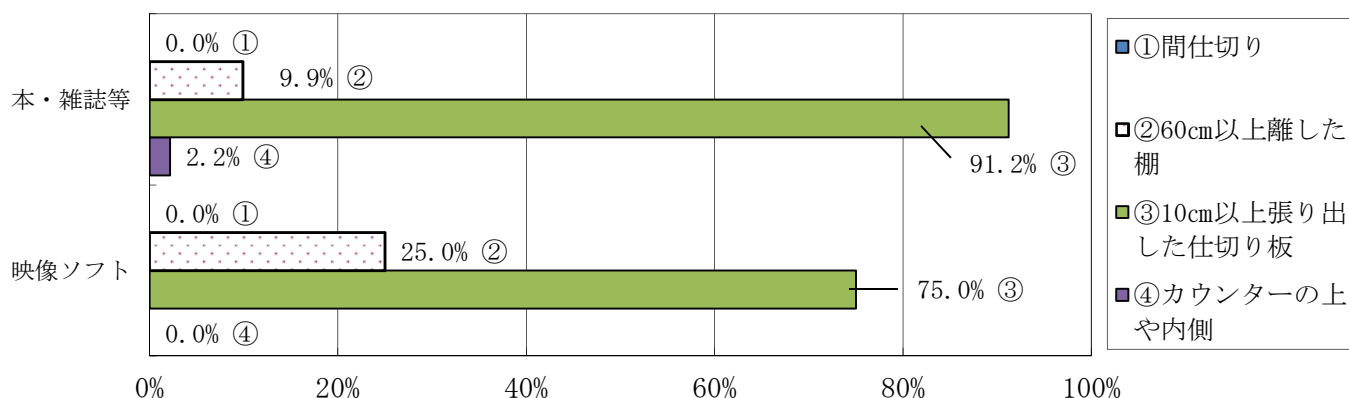
有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある 4 店は、すべて区分陳列が実施されていた。

ウ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあり、区分陳列が行われている91店の陳列方法は、「60cm以上離れた棚」によるものが9.9%（9店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが91.2%（83店）、「カウンターの上や内側」によるものが2.2%（2店）であった。

また、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている4店の陳列方法は、「60cm以上離れた棚」によるものが25.0%（1店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが75.0%（3店）であった。

図表 1-3-2 有害図書類の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌等】N=91 【映像ソフト】N=4）

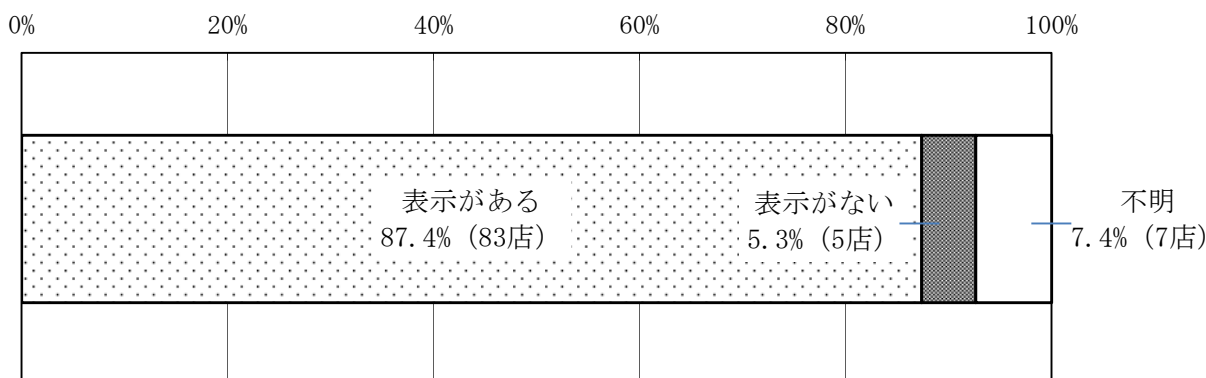


(4) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

ア 有害図書類【本・雑誌等】の表示

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある95店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は87.4%（83店）、行っていない店舗は5.3%（5店）であった。

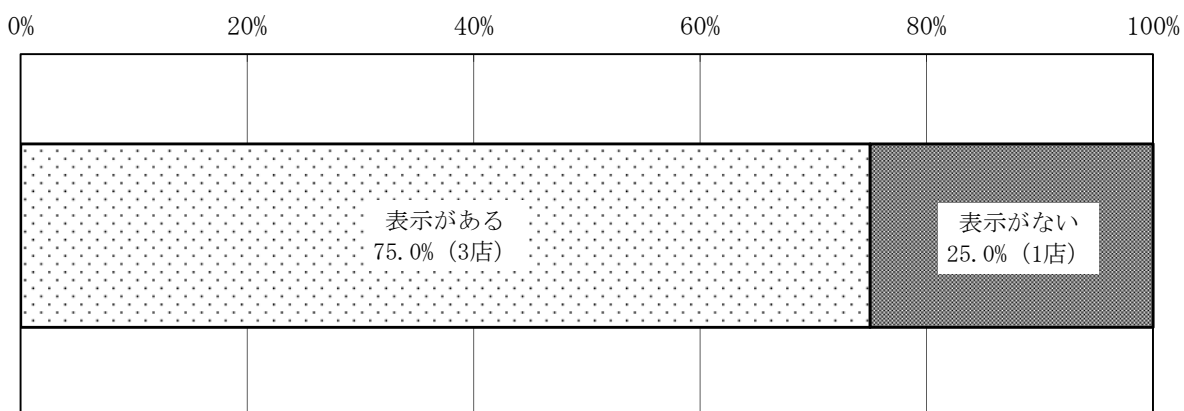
図表1-4-1 有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=95）



イ 有害図書類【映像ソフト】の表示

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある4店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は75.0%（3店）、行っていない店舗は25.0%（1店）であった。

図表1-4-2 有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=4）

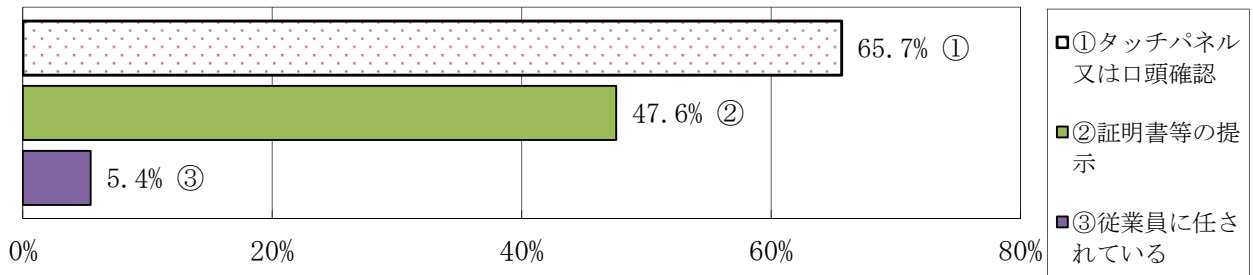


(5) たばこ・酒類の販売時の年齢確認

ア 購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法

たばこ・酒類を購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法は、「タッチパネル等による確認又は口頭確認」を実施している店舗が 65.7% (109 店)、「証明書等の提示」を実施している店舗が 47.6% (79 店)、「従業員に任されている」店舗が 5.4% (9 店)であった。

図表 1-5-1 たばこ・酒類の販売時の年齢確認 (複数回答) (N=166)

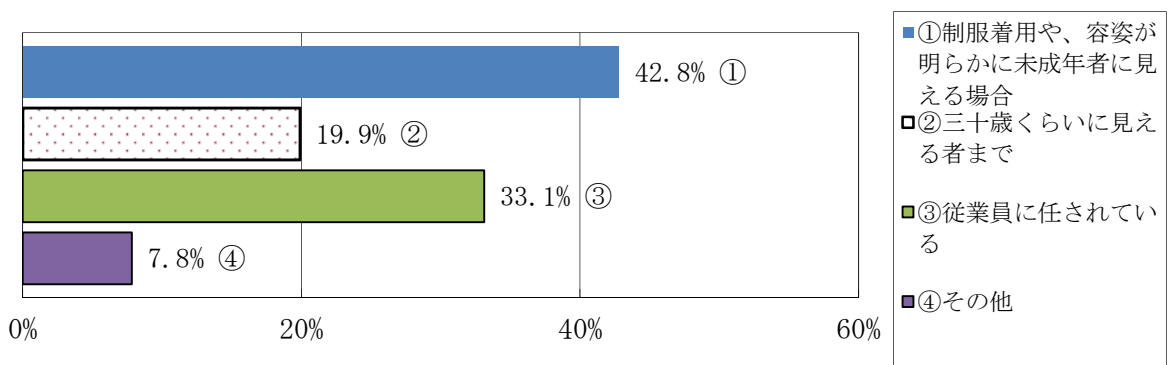


※調査票では、「①タッチパネル等による確認又は口頭確認のみ」「②証明書等の提示」「③混雑時はタッチパネル等又は口頭確認のみ、混雑時以外は証明書等の提示」「④従業員に任されている」「⑤その他」の5つの選択肢から最も近いものを一つ選択する質問形式をとっていたが、調査の結果、複数の選択肢を選択した店舗が多かったため、集計にあたって選択肢を整理し、複数回答の件数もそれぞれ集計する方法でとりまとめた。
※「②証明書等の提示」には、混雑時はタッチパネル等又は口頭確認のみであるが、混雑時以外は証明書等の提示により確認している場合も含む。

イ 年齢確認を要する未成年者と思われる者の判断基準

たばこ・酒類を購入しようとする者が年齢確認を要する者(未成年者と思われる者)かどうかの判断基準は、「制服着用や、容姿が明らかに未成年者に見える場合」が 42.8% (71 店)、「三十歳くらいに見える者まで」が 19.9% (33 店)、「従業員に任されている」が 33.1% (55 店)であった。

図表 1-5-2 年齢確認を要する未成年者と思われる者の判断基準 (複数回答) (N=166)



※アと同様に複数回答があったため、複数回答の件数もそれぞれ集計する方法でとりまとめた。

(1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は 93 店（平成 28 年度（前回）調査 98 店）で、県内 33 市町村のうち 14 市で調査を行った。

図表 2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

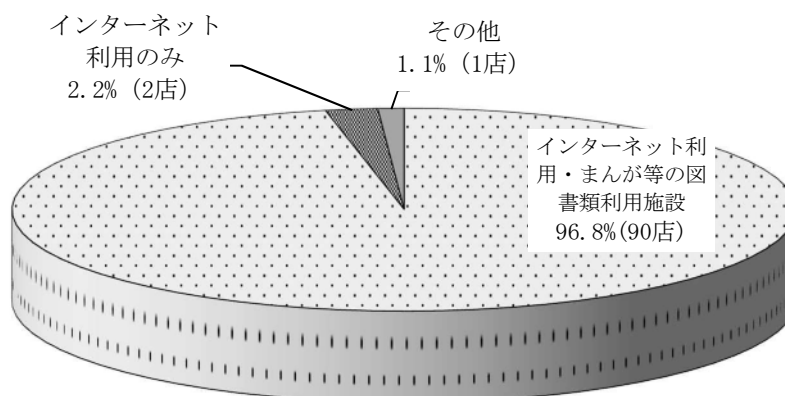
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
29年度	36	12	6	21 (8)	14	4	93
28年度	36	15	6	22 (8)	15	4	98
27年度	36	14	6	22 (9)	16	4	98

(2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が 96.8%（90 店）と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が 2.2%（2 店）であった。（平成 28 年度：インターネット利用・まんが等の図書類利用施設 98.0%、インターネット利用のみ 2.0%）

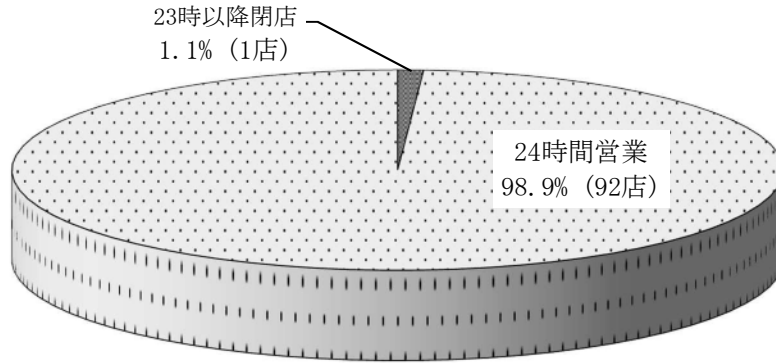
図表 2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分（N=93）



(3) 営業時間（深夜営業の状況）

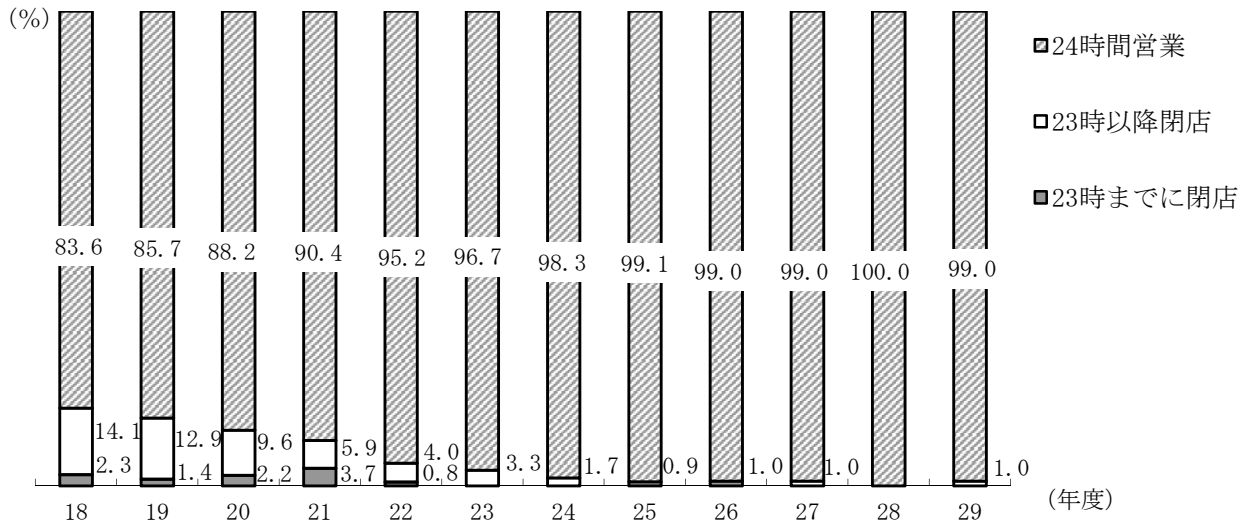
インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、「24時間営業」が98.9%（92店）（平成28年度：100.0%）、「23時以降閉店」が1.1%（1店）（平成28年度：なし）であった。

図表2-3-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）（N=93）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加し、近年ではほとんどの店舗が24時間営業となっている。

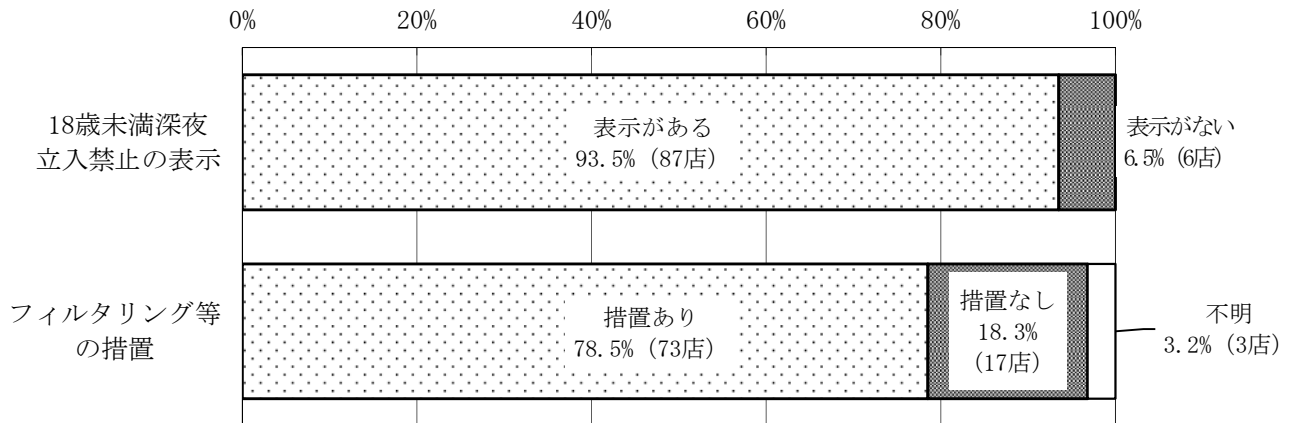
図表2-3-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移



(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

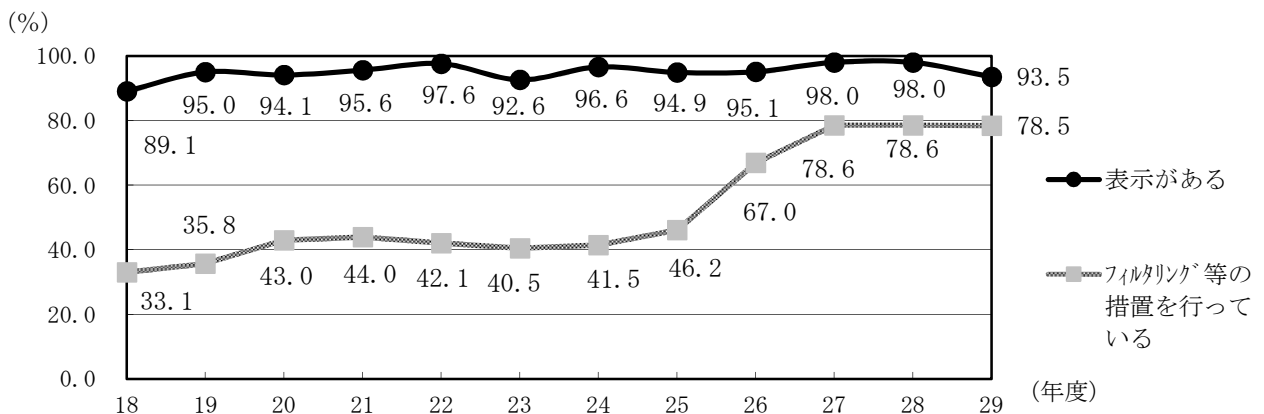
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は93.5%（87店）（平成28年度：98.0%）、努力義務である「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は78.5%（73店）（平成28年度：78.6%）であった。

図表2-4-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）（N=93）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成19年度以降9割台で推移し、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は当初約4割程度で推移をしていたが、平成25年度から増え始め、平成27年度調査では約8割（78.6%）となり、平成28年度と平成29年度は横ばいであった。

図表2-4-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移
—18歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング等の措置を行っている—



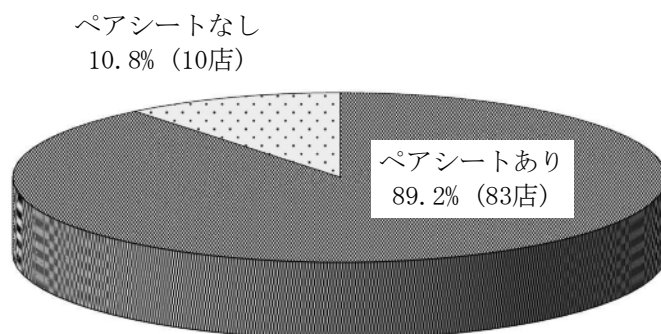
青少年保護育成条例

- インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

(5) 客席の状況（ペアシート等の有無、個室内部の見通し、個室内部の鍵）

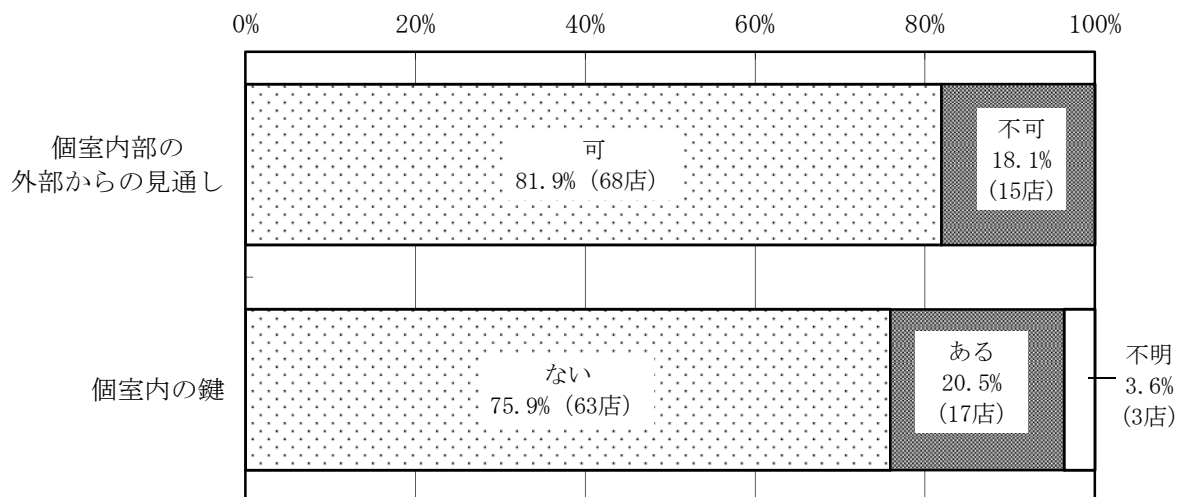
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2人以上で利用できるブース席（以下『ペアシート』という）」のある店舗は89.2%（83店）（平成28年度：92.9%）であった。

図表2-5-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況（N=93）



ペアシートがある83店について、ペアシートの状況を調査したところ、「個室内部の外部からの見通し」が可能な店舗は81.9%（68店）（平成28年度：76.9%）、「個室内部の鍵」がない店舗は75.9%（63店）（平成28年度：90.1%）であった。

図表2-5-2 個室内部の状況（N=83）

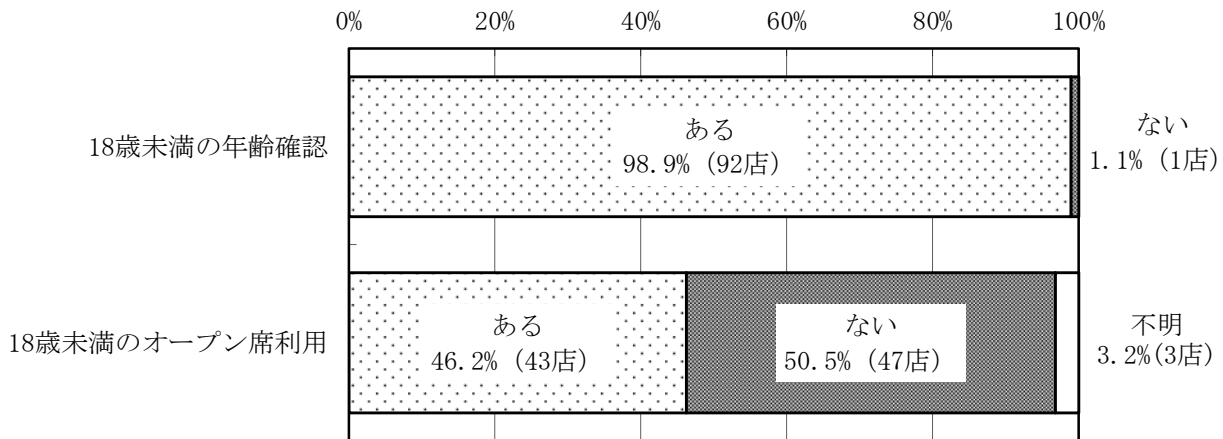


(6) 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は98.9% (92店)であった。(平成28年度：98.0%)

また、「18歳未満のオープン席利用」(オープン席のみの施設を含む)を行っている店舗は46.2% (43店)であった。(平成28年度：40.8%)

図表2-6-1 自主規制の実施状況(18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用) (N=93)

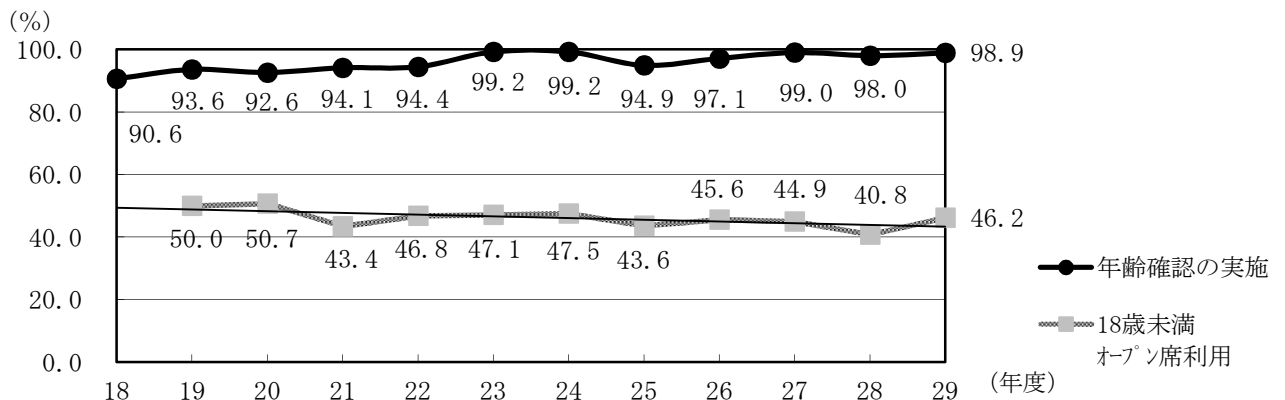


※オープン席・・・仕切りがなく、周囲から見える席

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については、依然として4割程度の実施状況となっている。

図2-6-2 自主規制の実施状況の推移

—年齢確認を実施している、18歳未満に対してオープン席を利用させている—



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

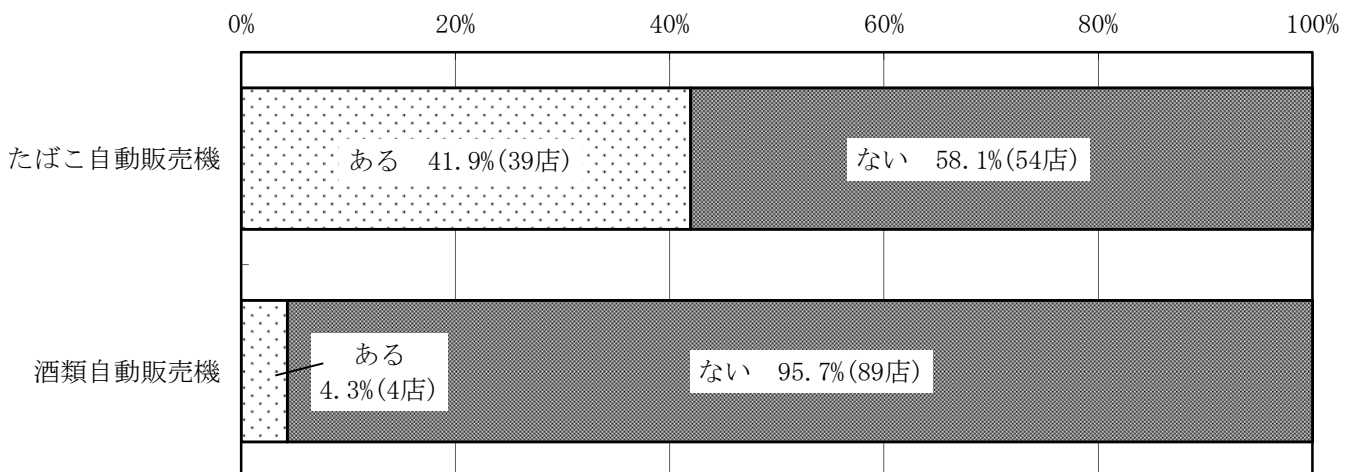
業界の自主規制

業界の自主規制として、日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

（7）未成年者の喫煙飲酒防止の取組

インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、たばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「たばこ自動販売機」がない店舗は58.1%（54店）（平成28年度：60.2%）、「酒類自動販売機」がない店舗は95.7%（89店）（平成28年度：95.9%）であった。

図表2-7 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組（N=93）



また、「たばこ自動販売機」を設置している39店のうち87.2%（34店）（平成28年度：92.3%）、「酒類自動販売機」を設置している4店のうち25.0%（1店）（平成28年度：25.0%）で成人識別装置が設置されていた。

青少年喫煙飲酒防止条例【第9条関係】

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満20歳以上であることを確認することができる機能）を当該自動販売機に講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることができることとなっています。

3 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）（平成 25 年調査開始）

（1）調査実施店舗数

平成 29 年度は、複合店（書籍・雑誌、映像ソフト、ゲームソフトのうちいずれかの取扱いがある店舗）、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店を調査対象とした。

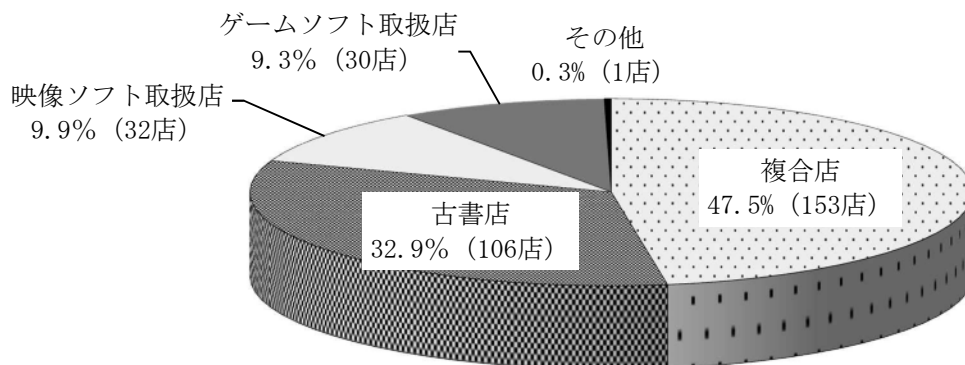
調査実施店舗数は、平成 27 年度（前回）調査で有害図書類又はZ区分ゲームの取扱いがあった店舗 320 店、新規の店舗等を加えた計 322 店で、県内 33 市町村のうち 22 市町で調査を行った。

図表 3-1-1 複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）

(店)

地域 営業区分	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
複合店	52	20	10	35 (15)	29	7	153
古書店	41	20	10	16 (7)	14	5	106
映像ソフト取扱店	15	10	2	1 (1)	4	0	32
ゲームソフト取扱店	9	5	2	10 (1)	4	0	30
その他	0	0	0	1 (1)	0	0	1
合計	117	55	24	63 (25)	51	12	322

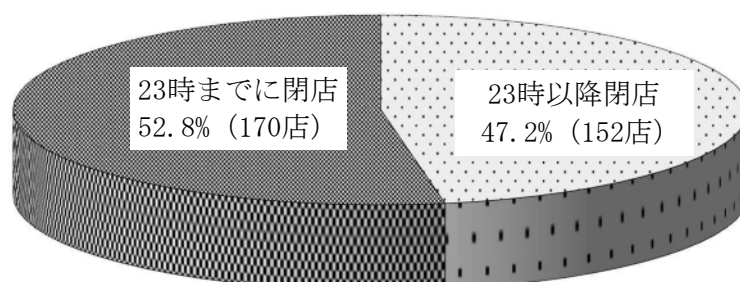
図表 3-1-2 複合店等の営業区分 (N=322)



（2）営業時間（深夜営業の状況）

複合店等の深夜営業の状況は、「23 時以降閉店」の店舗が 47.2%（152 店）、「23 時までに閉店」の店舗が 52.8%（170 店）であった。

図表 3-2 複合店等の営業時間（深夜営業の状況） (N=322)

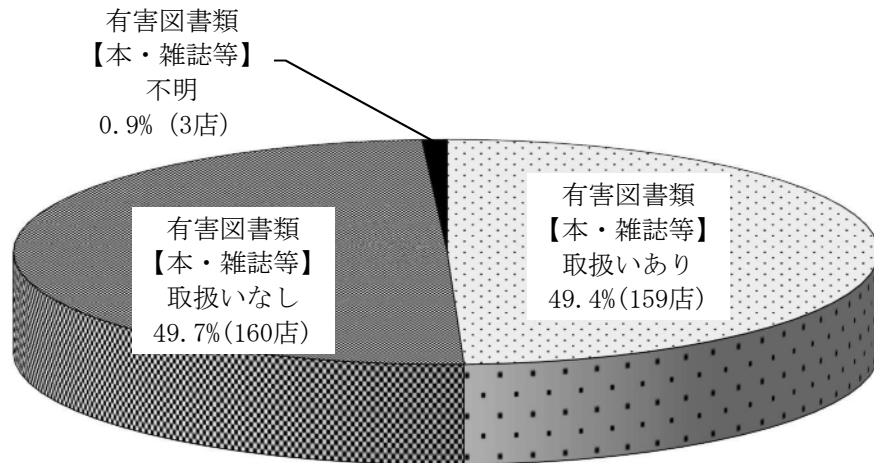


(3) 有害図書類の取扱い

ア 有害図書類【本・雑誌等】の取扱い

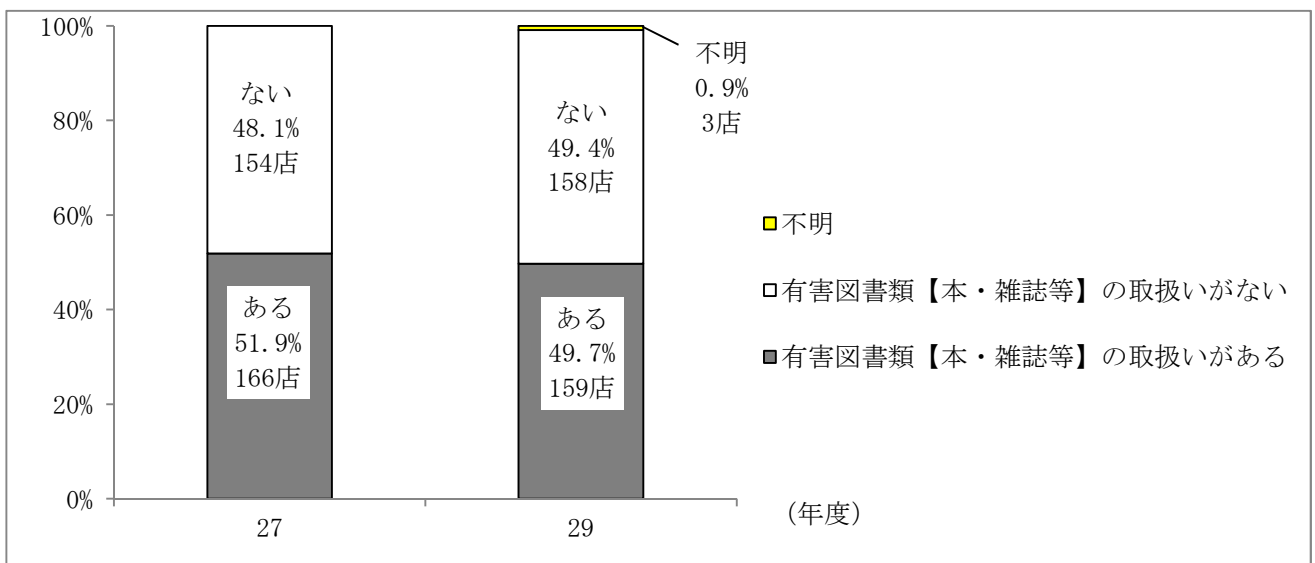
調査実施店舗数 322 店のうち、有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 49.4% (159 店) であった。

図表 3-3-1 有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無 (N=322)



調査実施店舗のうち、平成 27 年度も調査対象であった 320 店について、平成 27 年度と平成 29 年度の有害図書類【本・雑誌等】の取扱状況を比較したところ、有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は、平成 27 年度が 51.9% (166 店)、平成 29 年度が 49.7% (159 店) で、2.2 ポイント減少した。

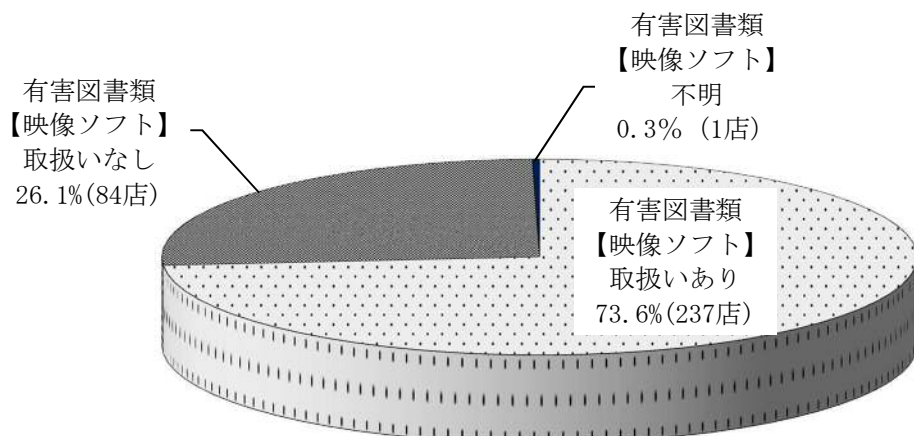
図表 3-3-2 有害図書類【本・雑誌等】取扱状況の経年比較 (N=320)



イ 有害図書類【映像ソフト】の取扱い

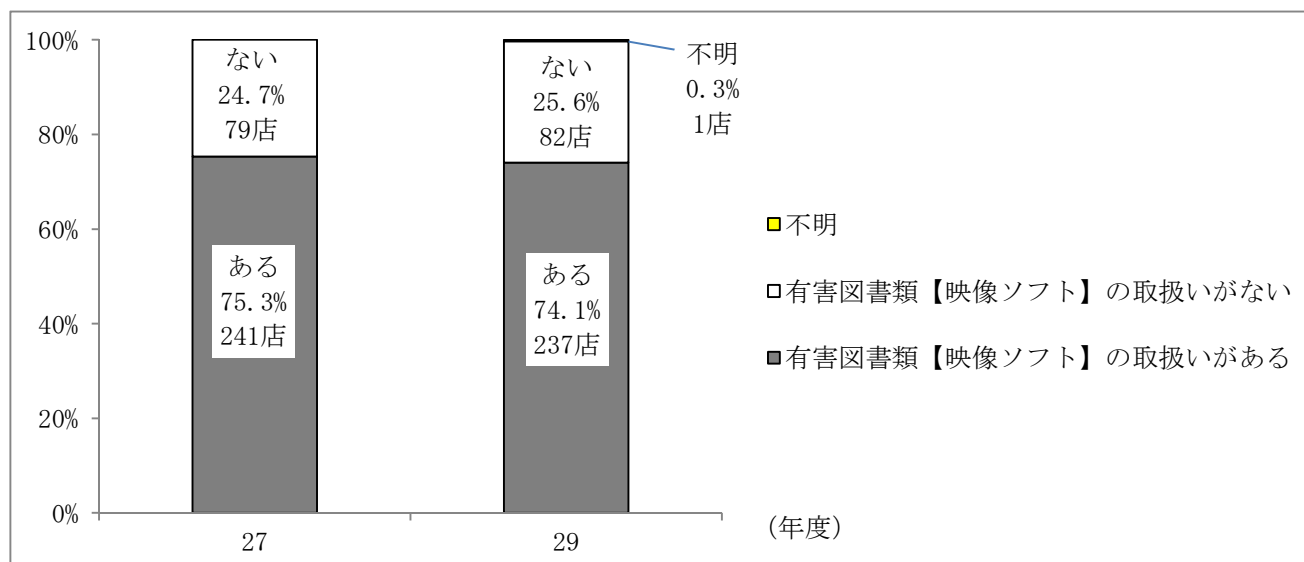
調査実施店舗数 322 店のうち、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 73.6% (237 店) であった。

図表 3-3-3 有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無 (N=322)



調査実施店舗のうち、平成 27 年度も調査対象であった 320 店について、平成 27 年度と平成 29 年度の有害図書類【映像ソフト】の取扱状況を比較したところ、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は、平成 27 年度が 75.3% (241 店)、平成 29 年度が 74.1% (237 店) で、1.2 ポイント減少した。

図表 3-3-4 有害図書類【映像ソフト】取扱状況の経年比較 (N=320)

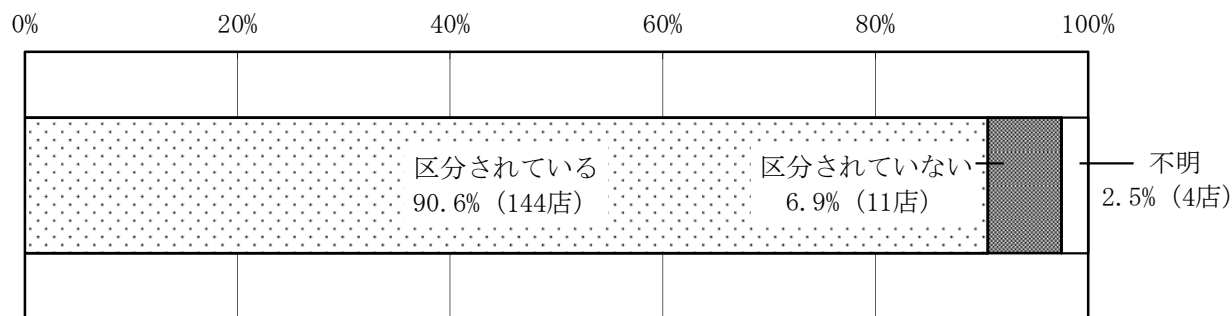


(4) 有害図書類の区分陳列

ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある159店のうち、「区分されている」店舗は90.6%（144店）（平成27年度：85.0%）、「区分されていない」店舗は6.9%（11店）（平成27年度：12.6%）であった。

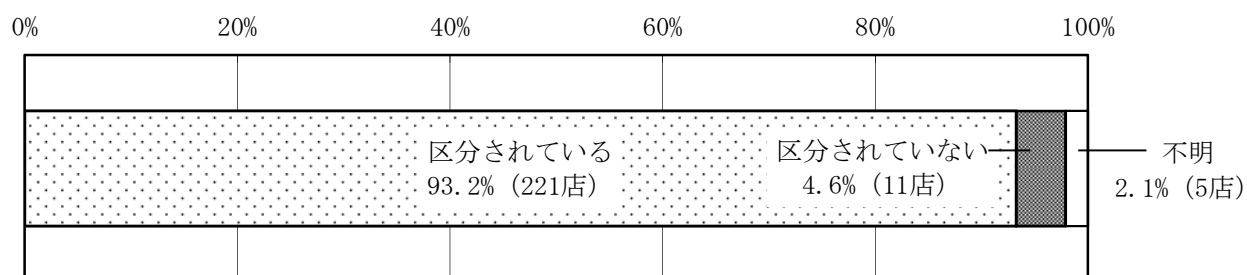
図表3-4-1 有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（N=159）



イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある237店のうち、「区分されている」店舗は93.2%（221店）（平成27年度：91.5%）、「区分されていない」店舗は4.6%（11店）（平成27年度：5.1%）であった。

図表3-4-2 有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（N=237）



※「区分されている」… 有害図書類が条例で定める方法により区分陳列されている。

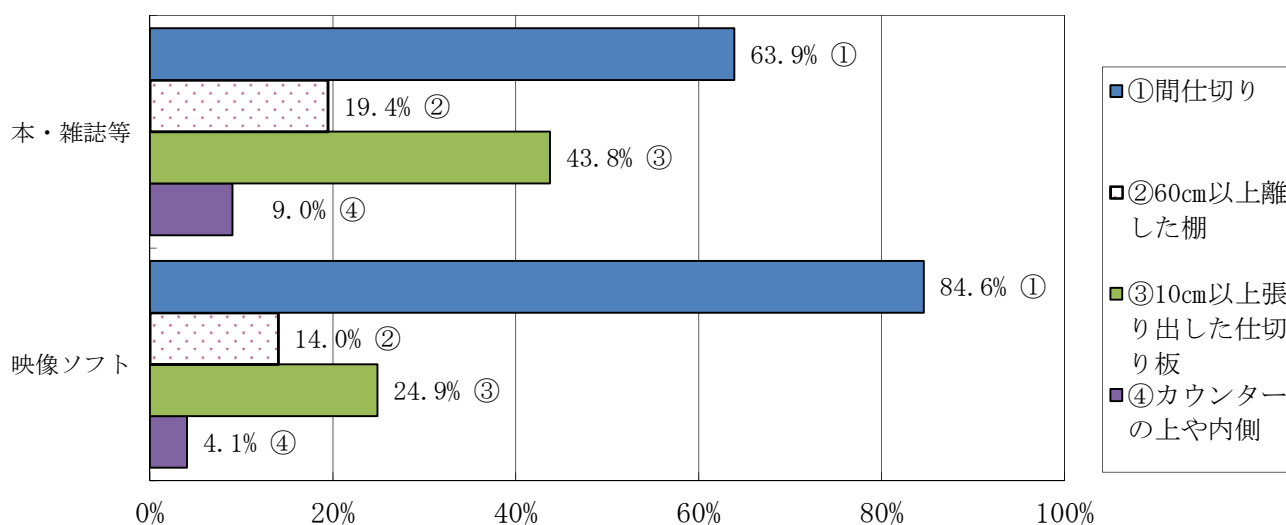
「区分されていない」… 有害図書類が区分陳列されていない（区分陳列の方法が条例で定める基準を満たしていない場合を含む。）。

ウ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあり、区分陳列が行われている144店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが63.9%、「60cm以上離れた棚」によるものが19.4%、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが43.8%、「カウンターの上や内側」によるものが9.0%であった。

また、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている221店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが84.6%、「60cm以上離れた棚」によるものが14.0%、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが24.9%、「カウンターの上や内側」によるものが4.1%であった。

図表3-4-3 有害図書類の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌】N=144 【映像ソフト】N=221）

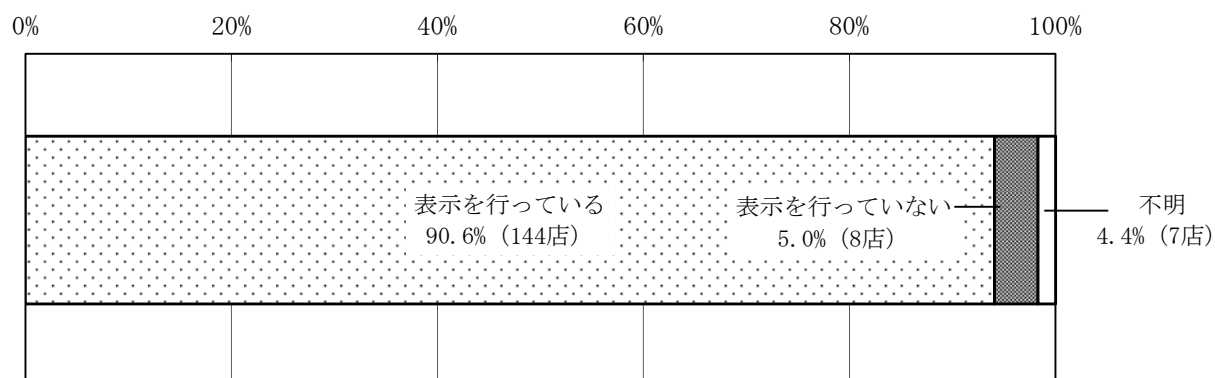


(5) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

ア 有害図書類【本・雑誌等】の表示

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある159店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は90.6%（144店）（平成27年度：80.6%）、行っていない店舗は5.0%（8店）（平成27年度：14.1%）であった。

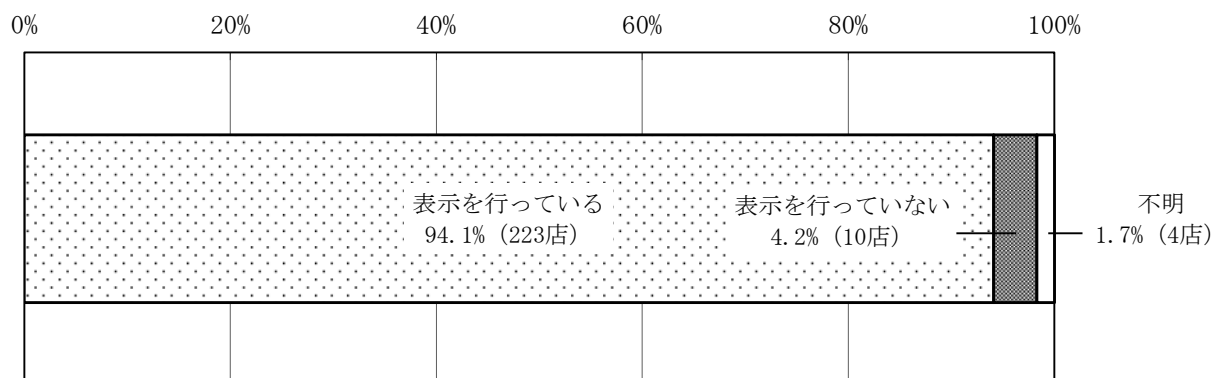
図表3-5-1 有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=159）



イ 有害図書類【映像ソフト】の表示

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある237店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は94.1%（223店）（平成27年度：91.5%）、行っていない店舗は4.2%（10店）（平成27年度：5.1%）であった。

図表3-5-2 有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=237）



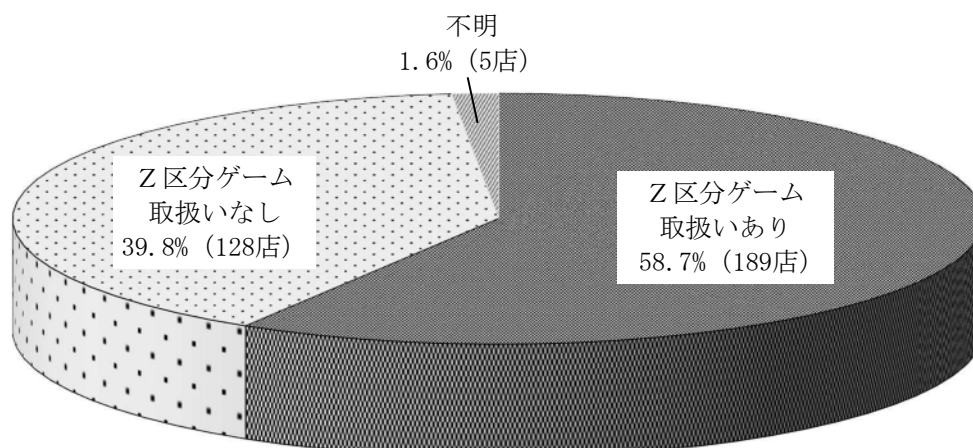
青少年保護育成条例

- 有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
 - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
 - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

(6) Z区分ゲームの取扱い

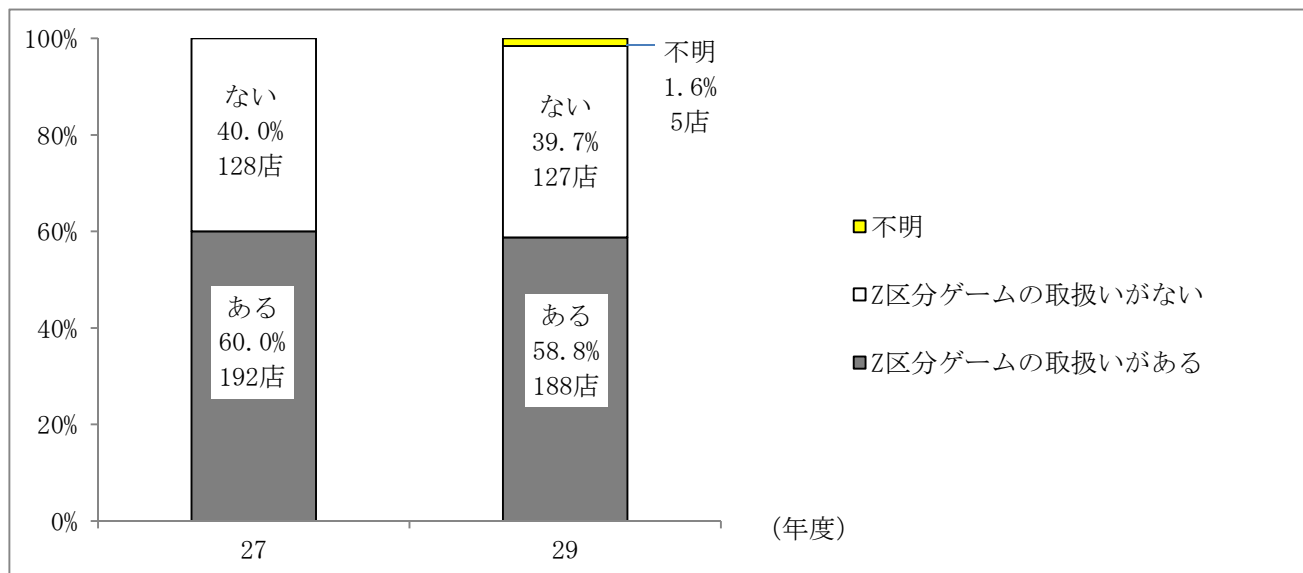
調査実施店舗数322店のうち、Z区分ゲームの取扱いがあった店舗は58.7%（189店）であった。

図表3-6-1 Z区分ゲーム取扱いの有無（N=322）



調査実施店舗のうち、平成 27 年度も調査対象であった 320 店について、平成 27 年度と平成 29 年度の Z 区分ゲームの取扱状況を比較したところ、Z 区分ゲームの取扱いがあった店舗は、平成 27 年度が 60.0% (192 店)、平成 29 年度が 58.8% (188 店) で、1.2 ポイント減少した。

図表 3-6-2 Z 区分ゲーム取扱状況の経年比較 (N=320)

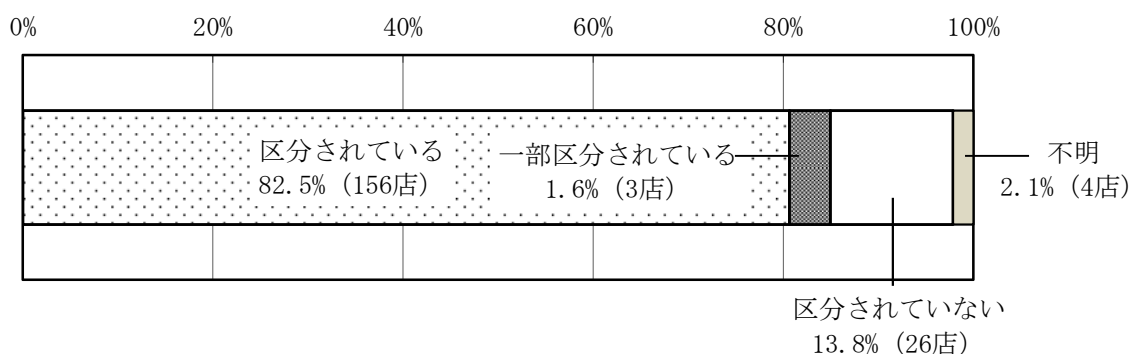


(7) Z 区分ゲームの区分陳列

ア Z 区分ゲームの区分陳列実施状況

Z 区分ゲームの取扱いのある 189 店のうち、「区分されている」店舗は 82.5% (156 店) (平成 27 年度 : 82.9%)、「一部区分されている」店舗は 1.6% (3 店) (平成 27 年度 : 2.9%)、「区分されていない」店舗は 13.8% (26 店) (平成 27 年度 : 11.9%) であった。

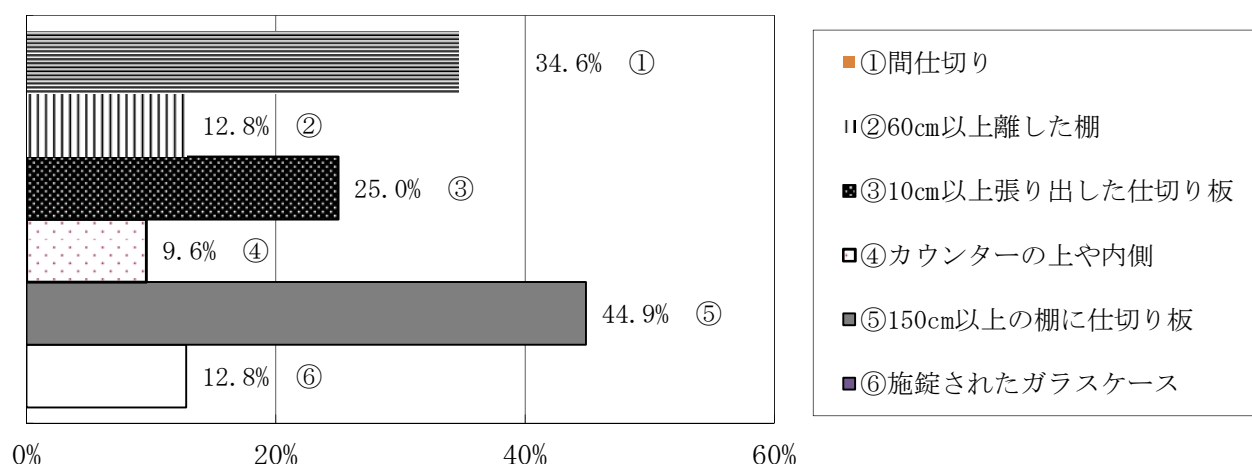
図表 3-7-1 Z 区分ゲーム区分陳列実施状況 (N=189)



イ Z 区分ゲームの区分陳列方法

Z 区分ゲームの取扱いがあり、区分陳列が行われている 156 店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが 34.6%、「60cm 以上離れた棚」によるものが 12.8%、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 25.0%、「カウンターの上や内側」によるものが 9.6%、「150cm 以上の棚に仕切版」によるものが 44.9%、「施錠されたガラスケース」によるものが 12.8% であった。

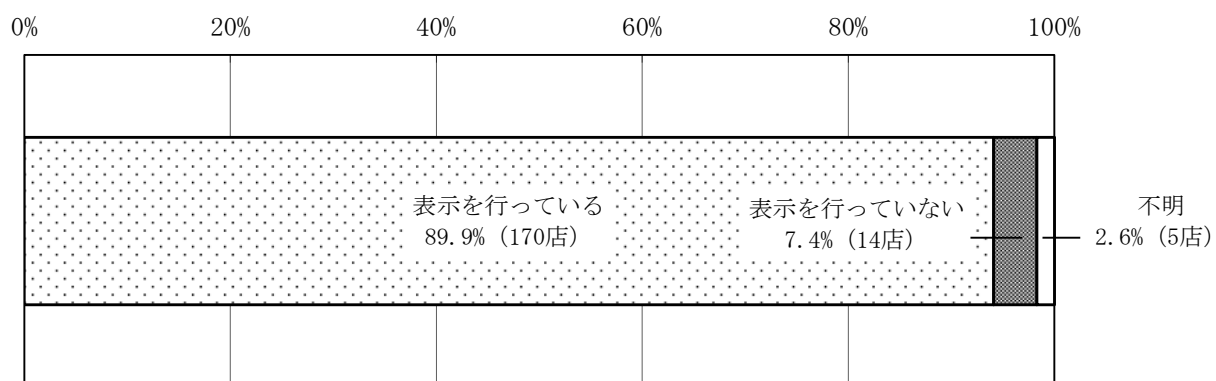
図表 3-7-2 Z区分ゲームの区分陳列方法（複数回答）（N=156）



(8) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

Z区分ゲームの取扱いのある189店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は89.9%（170店）（平成27年度：89.5%）、行っていない店舗は7.4%（14店）（平成27年度：8.1%）であった。

図表 3-8 Z区分ゲーム18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=189）



青少年保護育成条例

- ゲームソフト販売店等では、Z区分ゲーム（団体表示図書類）を陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法または以下の方法で陳列するように努めなければなりません。
 - ・床面から150cm以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列
 - ・施錠されたガラス製のケースに収納し、陳列
- Z区分ゲーム（団体表示図書類）の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示するよう努めなければなりません。

III 単純集計一覧表

表1-1 コンビニエンスストア(市町村別)

H29神奈川県社会環境実態調査

項	調査実施店舗数	営業区分		有害図書類【本・雑誌等】取扱い店舗 95 店										有害図書類【映像ソフト】取扱い店舗 4 店										たばこ・酒類の販売時の年齢確認														
		たばこ取扱 有	酒類取扱 有	有害図書類【本・雑誌等】取扱い店舗 95 店										有害図書類【映像ソフト】取扱い店舗 4 店										たばこ・酒類の販売時の年齢確認														
				区分陳列の実施状況										区分陳列の実施状況										購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法(複数選択あり)														
				区分陳列の実施状況										区分陳列の実施状況										購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法(複数選択あり)														
市町村				有害図書類【本・雑誌等】取扱い店舗 95 店										有害図書類【映像ソフト】取扱い店舗 4 店										たばこ・酒類の販売時の年齢確認														
神奈川県 計	166	162	166	95	71	91	-	9	83	2	4	83	5	7	4	156	6	4	-	1	3	-	-	3	-	1	109	70	9	9	-	3	71	33	55	13	6	
割合(%)	100.0	97.6	100.0	57.2	42.8	95.8					4.2	87.4	5.3	7.4	100.0	2.4	94.0	3.6																				
横浜市	54	53	54	31	23	29	-	7	22	-	2	24	3	4	3	51	-	3	-	1	2	-	-	2	-	1	48	19	2	-	-	3	23	9	20	1	6	
川崎市	13	13	13	5	8	5	-	-	5	2	-	5	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	8	-	-	-	-	9	3	1	-	-
横須賀市	5	4	5	2	3	2	-	-	2	-	-	1	-	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	4	-	1	-	-	
鎌倉市	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	
逗子市	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	
三浦市	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
葉山町	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
小計	13	12	13	9	4	8	-	-	8	-	1	8	-	1	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	2	-	-	6	5	2	-	-		
相模原市	6	6	6	4	2	4	-	1	4	-	-	4	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	1	4	-	-	6	-	4	-	-	
厚木市	5	5	5	1	4	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	3	1	1	-	-		
大和市	3	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	
海老名市	3	3	3	2	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	
座間市	10	8	10	8	2	8	-	-	8	-	-	8	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	3	6	1	-	-		
綾瀬市	3	3	3	3	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	2	2	-	-	-		
愛川町	2	2	2	2	-	2	-	1	1	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-		
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	32	30	32	20	12	20	-	2	19	-	-	20	-	-	-	26	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	24	4	4	-	-	19	9	9	-	-	
平塚市	5	5	5	2	3	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	4	1	1	-	-		
藤沢市	5	5	5	4	1	4	-	-	4	-	-	4	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-		
茅ヶ崎市	5	5	5	3	2	3	-	-	3	-	-	3	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	4	1	-	-	-		
秦野市	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	
伊勢原市	2	2	2	2	-	1	-	-	1	-	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-		
寒川町	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
大磯町	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-		
二宮町	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-		
小計	22	22	22	13	9	12	-	-	12	-	1	10	2	1	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	9	-	2	-	10	4	10	-	-		
小田原市	5	5	5	3	2	3	-	-	3	-	-	3	-	-	1	4	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	3	-	-	1	1	3	-	-		
南足柄市	3	3	3	2	1	2	-	-	2	-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-		
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大井町	7	7	7	7	-	7	-	-	7	-	-	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	-		
松田町	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-		
山北町	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-		
開成町	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-			
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
真鶴町	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-		
湯河原町	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	12	-		
小計	32	32	32	17	15	17	-	-	17	-	-	16	-	1	1	31	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	23	6	1	3	-	-	4	3	13	12	-	

表1-2 コンビニエンスストア(政令市別)

項目	調査実施店舗数	営業区分		有害図書類【本・雑誌等】の取扱い		有害図書類【本・雑誌等】取扱い店舗 40店						有害図書類【映像ソフト】の取扱い		有害図書類【映像ソフト】取扱い店舗 3店						たばこ・酒類の販売時の年齢確認																	
		たばこ取扱有	酒類取扱有	区分陳列の実施状況		区分陳列の実施状況						区分陳列の実施状況		区分陳列の実施状況						購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法(複数選択あり)					未成年者と思われる者の判断基準(複数選択あり)												
				ある	ない	陳列方法(複数可) 38店			ある	ない	不明	ある	ない	不明	陳列方法(複数可) 3店			ある	ない	不明	又は口頭確認のみ	証明書の提示	混雑時以外は証明等の提示	従業者に任されている	その他	不明	要旨が明らかに未成年者に見える場合のみ	三十歳に見える者まで	従業者に任されている	その他	不明						
						区分されている	間仕切り	離した棚							10cm以上張り出した仕切り版	カウンターの上下内側	区分されていない															間仕切り	離した棚	10cm以上張り出した仕切り版	カウンターの上下内側	区分されていない	
政令市計	73	72	73	40	33	38	-	8	31	2	2	33	3	4	3	70	-	3	-	1	2	-	-	2	-	1	59	31	3	4	-	3	38	12	25	1	6
割合(%)	100.0	98.6	100.0	54.8	45.2										4.1	95.9	-																				
				100.0	95.0					5.0	82.5	7.5	10.0	100.0																							
					100.0	-	21.1	81.6	5.3																												
横浜市	鶴見区	8	7	8	8	-	8	-	7	1	-	6	-	2	1	7	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	5	1	-	-	-	2	5	1	1	-	1
	神奈川区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	西区	5	5	5	3	2	2	-	-	2	-	1	1	2	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	4	2	3	-	-
	中区	5	5	5	3	2	3	-	-	3	-	2	-	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
	南区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	港南区	5	5	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	保土ヶ谷区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	旭区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	磯子区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
	金沢区	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	港北区	5	5	5	3	2	3	-	-	3	-	3	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	5	1	-	-	-	
	緑区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	青葉区	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
	都筑区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	戸塚区	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
栄区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
泉区	2	2	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	2	-	-	-	-		
瀬谷区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-		
小計	54	53	54	31	23	29	-	7	22	-	24	3	4	3	51	-	3	-	1	2	-	-	2	-	1	48	19	2	-	-	3	23	9	20	1	6	
川崎市	川崎区	5	5	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-		
	幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中原区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	高津区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-		
	宮前区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-		
	多摩区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-		
麻生区	2	2	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-			
小計	13	13	13	5	8	5	-	-	5	2	-	5	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	8	-	-	-	9	3	1	-	-			
相模原市	緑区	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-			
	中央区	2	2	2	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	-	2	-	
	南区	2	2	2	2	-	2	-	1	2	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	-	2	-	2	-	2	-		
小計	6	6	6	4	2	4	-	1	4	-	4	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	1	4	-	6	-	4	-	-				

表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)

H29神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分				営業時間			条例に基づく措置				客席の状況						自主規制の実施状況			未成年者の喫煙飲酒防止の取組														
			まんが喫茶 ネットカフェ	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	不明	(~2 深3 夜時 まで に閉 店)	(~2 深3 夜時 以降 閉店)	(~2 深4 夜時 営業 あり)	18歳未満 深夜立入 禁止表示				2人以上で利用できるブース席		18歳未満の 年齢確認			18歳未満の オープン席利用			未成年者の喫煙飲酒防止の取組															
										ある	ない	導入 済	その 方法 他の	ない	不明	ある	ない	可	不可	ある	ない	不明	ある	ない	不明	未成年者の喫煙飲酒防止の取組											
																										たばこ 自動販売機					酒類 自動販売機						
																		成人識別装置					成人識別装置														
																		ある	ある	ない	不明	ない	ある	ある	ない	不明	ない	ある	ある	ない	不明	ない					
神奈川県 計	93	2	90	2	-	1	-	1	92	87	6	65	8	17	3	83	10	68	15	17	63	3	92	1	43	47	3	39	34	1	4	54	4	1	2	1	89
割合(%)	100.0		96.8	2.2	-	1.1	-	1.1	98.9	93.5	6.5	69.9	8.6	18.3	3.2	89.2	10.8						98.9	1.1	46.2	50.5	3.2	41.9	87.2	2.6	10.3	58.1	4.3			95.7	
横浜市	36	1	35	-	-	1	-	-	36	34	2	25	2	7	3	31	5	27	4	6	24	1	35	1	16	17	3	10	6	1	3	26	2	-	1	1	34
川崎市	12	-	12	-	-	-	-	-	12	11	1	8	-	4	-	11	1	8	3	4	7	-	12	-	5	7	-	8	8	-	-	4	-	-	-	12	
横須賀市	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	2	-	1	-	3	-	2	1	2	1	-	3	-	2	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	
鎌倉市	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	2	-	-	-	2	1	2	-	-	2	-	3	-	1	2	-	2	2	-	-	1	-	-	-	3	
逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	6	-	6	-	-	-	-	-	6	6	-	4	-	1	-	5	1	4	1	2	3	-	6	-	3	3	-	2	2	-	-	4	-	-	-	6	
相模原市	8	-	7	1	-	-	-	-	8	8	-	8	-	-	-	6	2	2	4	-	4	2	8	-	3	5	-	5	5	-	-	3	1	-	1	-	7
厚木市	6	-	5	1	-	-	-	-	6	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	3	3	-	6	-	3	3	-	1	1	-	-	5	-	-	-	6	
大和市	5	-	5	-	-	-	-	-	5	3	2	4	1	-	-	4	1	4	-	-	4	-	5	-	1	4	-	2	2	-	-	3	-	-	-	5	
海老名市	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
座間市	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1		
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	21	-	19	2	-	-	-	-	21	19	2	19	2	-	-	18	3	14	4	3	13	2	21	-	9	12	-	8	8	-	-	13	1	-	1	-	20
平塚市	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	1	-	2	-	2	-	-	2	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	
藤沢市	7	1	7	-	-	-	-	-	7	6	1	4	-	3	-	7	-	6	1	2	5	-	7	-	3	4	-	4	3	-	1	3	1	1	-	-	6
茅ヶ崎市	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	2	-	1	-	3	-	2	1	-	3	-	3	-	1	2	-	2	2	-	-	1	-	-	-	3	
秦野市	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	-	2	-	2	-	1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	
伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	14	1	14	-	-	-	-	-	14	13	1	9	-	5	-	14	-	11	3	2	12	-	14	-	6	8	-	8	7	-	1	6	1	1	-	-	13
小田原市	4	-	4	-	-	-	-	1	3	4	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	4	-	4	-	-	3	3	-	-	1	-	-	-	4	
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	4	-	4	-	-	-	-	1	3	4	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-	4	-	4	-	-	3	3	-	-	1	-	-	-	4	

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市別)

H28神奈川県社会環境実態調査

項目 区	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分							条例に基づく措置							客席の状況						自主規制の実施状況					未成年者の喫煙飲酒防止の取組												
			まんが喫茶 ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	不明	不明	不明	不明	不明	18歳未満深夜立入禁止表示				フィルタリング等の措置			2人以上で利用できるブース席						18歳未満の年齢確認			18歳未満のオープン席利用		たばこ自動販売機					酒類自動販売機							
										ある	ない	導入済	のそ方他	ない	不明	ある	ない	不明	ベアシートの有無		ベアシート内の見通し		ベアシート内の鍵			ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明
																			可	不可	ある	ない	不明																	
政令市 計	56	1	54	1	-	1	-	-	56	53	3	41	2	11	3	48	8	37	11	10	35	3	55	1	24	29	3	23	19	1	3	33	3	-	2	1	53			
割合(%)	100.0		96.4	1.8	-	1.8	-	-	100.0	94.6	5.4	73.2	3.6	19.6	5.4	85.7	14.3						98.2	1.8	42.9	51.8	5.4	41.1				58.9	5.4				94.6			
																100.0		77.1	22.9	20.8	72.9	6.3						100.0	82.6	4.3	13.0		100.0	-	66.7	33.3				
横浜市																																								
鶴見区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	1	1	-	2	-	2	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	-	1	
神奈川区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
西区	7	-	7	-	-	-	-	-	7	6	1	3	1	2	1	6	1	4	2	4	2	-	7	-	4	3	-	2	1	-	1	5	-	-	-	-	-	7		
中区	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	1	-	2	-	3	-	3	-	-	3	-	3	-	1	2	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3		
南区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	2	-	1	1	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1		
港南区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2		
保土ヶ谷区	1	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1		
旭区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1		
磯子区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
港北区	6	-	6	-	-	-	-	-	6	5	1	5	-	1	-	4	2	4	-	-	4	-	5	1	3	2	1	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6		
緑区	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	2	-	-	1	3	-	3	-	-	3	-	3	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3		
青葉区	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	2	-	1	-	2	1	2	-	1	1	-	3	-	1	2	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3		
都筑区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1		
戸塚区	4	-	3	-	-	1	-	-	4	4	-	2	-	1	1	3	1	2	1	-	2	1	4	-	1	3	-	2	1	-	1	2	-	-	-	-	-	4		
栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	36	1	35	-	-	1	-	-	36	34	2	25	2	7	3	31	5	27	4	6	24	1	35	1	16	17	3	10	6	1	3	26	2	-	1	1	34			
川崎市																																								
川崎区	5	-	5	-	-	-	-	-	5	4	1	3	-	2	-	5	-	3	2	3	2	-	5	-	2	3	-	4	4	-	-	1	-	-	-	-	-	5		
幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
中原区	3	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	-	3	-	3	-	2	1	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3		
高津区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	2	-	-	2	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2		
宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
多摩区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
麻生区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
小計	12	-	12	-	-	-	-	-	12	11	1	8	-	4	-	11	1	8	3	4	7	-	12	-	5	7	-	8	8	-	-	4	-	-	-	-	12			
相模原市																																								
緑区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	-	2	-	2	-	1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2			
中央区	2	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	2			
南区	4	-	4	-	-	-	-	-	4	4	-	4	-	-	-	2	2	1	1	-	2	-	4	-	-	4	-	2	2	-	-	2	1	-	1	-	-	3		
小計	8	-	7	1	-	-	-	-	8	8	-	8	-	-	-	6	2	2	4	-	4	2	8	-	3	5	-	5	5	-	-	3	1	-	1	-	7			

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表3-2 複合店等(政令市別)

	調査店舗数										有害図書【本・雑誌類】の取扱いがある店舗										有害図書【映像ソフト】の取扱いがある店舗										Z区分ゲームソフトの取扱いがある店舗																					
	合計	古書店	複合店	映像ソフト取扱店	ゲームソフト取扱店	その他	閉店等	深夜営業		有害図書類【本・雑誌類】取扱い		有害図書類【本・雑誌類】の区分陳列方法(複数可)		18歳未満販売閲覧禁止の表示		有害図書類【映像ソフト】取扱い		有害図書類【映像ソフト】の区分陳列方法(複数可)		18歳未満販売閲覧禁止の表示		Z区分ゲームソフト取扱い		Z区分ゲームソフトの区分陳列方法(複数可)		18歳未満販売閲覧禁止の表示																										
								有(23時以降)	無(23時以前)	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明																			
																																		有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明	有	ない	不明				
政令市 計	197	68	87	26	15	1	13	96	101	102	93	2	90	61	21	37	7	9	3	94	7	1	151	45	1	139	125	22	30	8	9	3	143	6	2	106	89	2	92	41	11	22	12	37	9	1	11	2	95	7	4	
割合 (%)	100.0	(34.5)	(44.2)	(13.2)	(7.6)	(0.5)		48.7	51.3	51.8	47.2	1.0	(88.2)	(67.8)	(23.3)	(41.1)	(7.8)	(2.9)	(92.2)	(6.9)	(1.0)		76.6	22.8	0.5	(92.1)	(89.9)	(15.8)	(21.6)	(5.8)	(6.0)	(2.0)	(94.7)	(4.0)	(1.3)	53.8	45.2	1.0	(86.8)	(44.6)	(12.0)	(23.9)	(13.0)	(40.2)	(9.8)	(0.9)	(10.4)	(1.9)	(89.6)	(6.6)	(3.8)	
横浜市	鶴見区	4	2	1	-	1	-	1	3	1	3	1	-	3	3	-	-	-	-	3	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
川崎市	神奈川区	7	2	2	2	1	-	4	3	2	5	-	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	4	3	-	4	4	-	-	-	-	4	-	-	2	5	-	2	5	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-			
相模原市	西区	10	3	6	-	1	-	5	5	8	1	1	6	5	-	1	-	1	1	7	1	-	8	2	-	8	8	-	-	-	-	8	-	-	8	2	-	6	5	1	-	-	-	-	-	1	1	8	-	-		
	中区	17	12	3	2	-	-	10	7	14	3	-	6	4	2	-	-	7	1	13	1	-	16	1	-	8	7	1	-	-	6	2	16	-	-	3	14	-	3	2	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-		
	南区	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	港南区	8	3	2	3	-	-	6	2	5	3	-	5	1	3	3	-	-	5	-	5	3	-	5	5	-	-	-	-	-	5	-	-	1	7	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-				
	保土ヶ谷区	2	-	2	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	旭区	5	1	4	-	-	-	1	3	2	3	1	1	3	3	1	1	-	-	3	-	5	-	-	5	2	2	2	-	-	5	-	-	3	-	2	3	2	1	2	1	2	-	-	-	-	3	-	-			
	磯子区	6	2	3	1	-	-	1	2	4	2	4	-	2	1	-	1	-	-	2	-	3	3	-	3	3	-	-	-	-	3	-	-	4	2	-	4	2	1	1	1	-	1	-	-	-	4	-	-			
	金沢区	4	1	2	1	-	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	4	-	-	3	3	-	-	-	1	3	1	-	2	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-			
	港北区	13	5	3	2	3	-	5	8	8	5	-	8	5	2	4	1	-	8	-	10	3	-	10	7	1	4	1	-	-	10	-	-	9	4	-	7	2	-	2	1	2	-	2	-	8	-	1				
	緑区	5	2	1	1	1	-	1	2	3	1	4	-	1	1	-	-	-	1	-	3	2	-	3	3	-	1	-	-	3	-	-	4	1	-	4	1	-	4	-	-	-	3	1	-	-	4	-	-			
	青葉区	10	3	6	-	1	-	2	4	6	6	4	-	6	4	1	4	-	-	6	-	6	4	-	6	5	2	4	-	-	6	-	-	5	5	-	5	2	-	1	2	1	-	-	-	-	3	1	1			
	都筑区	7	1	5	-	1	-	3	4	3	4	-	3	1	1	1	-	-	3	-	5	1	1	5	4	-	1	-	-	5	-	-	6	1	-	5	3	-	2	-	1	1	-	1	-	5	1	-				
	戸塚区	6	2	3	1	-	-	1	5	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	2	2	-	-	-	-	-	1	3	-	4	2	-	4	2	1	-	-	-	1	-	-	-	4	-	-				
	栄区	4	1	3	-	-	-	1	3	1	2	2	-	2	1	-	2	-	-	2	-	4	-	4	3	2	3	-	-	4	-	-	3	1	-	3	-	1	2	3	-	-	-	-	2	1	-	-				
	泉区	3	-	3	-	-	-	2	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	2	-	-	-	-	2	-	-	3	-	-	2	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	3	-	-			
	瀬谷区	5	1	4	-	-	-	4	1	1	4	-	1	-	-	1	-	-	1	-	5	-	5	4	-	1	-	-	5	-	-	4	1	-	4	-	1	1	-	2	-	-	-	4	-	-	-	-	-			
	小計	117	41	52	15	9	-	9	62	55	60	55	2	48	30	11	18	1	9	3	56	4	-	89	27	1	79	71	9	16	3	7	3	88	1	-	62	53	2	53	21	5	12	7	16	7	-	7	2	56	4	2
	川崎市	川崎区	11	6	5	-	-	-	1	10	7	4	-	7	4	1	2	-	-	6	1	-	7	4	-	7	5	-	2	-	-	7	-	-	4	7	-	4	-	-	1	-	3	-	-	-	4	-	-			
	中原区	6	2	2	1	1	-	1	1	5	3	3	-	3	1	-	1	1	-	3	-	3	3	-	3	3	-	-	-	-	3	-	-	2	4	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-		
	高津区	11	3	1	3	4	-	1	5	6	4	7	-	4	3	-	1	-	-	4	-	9	2	-	8	6	1	1	-	1	-	6	2	1	6	5	-	5	1	-	1	-	4	-	-	1	-	4	2	-		
	宮前区	6	2	2	2	-	-	3	3	3	3	-	3	2	1	2	-	-	2	1	-	5	1	-	5	5	1	1	-	-	3	1	1	4	2	-	4	2	-	1	-	3	-	-	-	-	4	-	-			
	多摩区	9	3	6	-	-	-	1	5	4	6	3	-	6	4	1	3	-	-	5	-	1	9	-	9	8	2	2	-	-	8	1	-	5	4	-	5	4	1	1	-	1	-	-	-	-	5	-	-			
	麻生区	2	-	2	-	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	1	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	55	20	20	10	5	-	4	24	31	27	28	-	27	17	3	10	1	-	24	2	1	43	12	-	42	37	6	7	-	1	-	37	4	2	26	29	-	25	10	2	5	2	13	-	-	1	-	23	3	-	
	相模原市	緑区	7	2	5	-	-	2	5	4	3	-	4	3	2	3	3	-	4	-	7	-	-	7	6	2	3	2	-	-	7	-	-	5	2	-	5	3	3	3	3	5	2	-	-	-	5	-	-			
	中央区	11	2	7	-	1	1	4	7	7	4	-	7	7	1	2	-	-	6	1	-	7	4	-	6	6	1	-	-	6	1	-	9	2	-	5	3	-	2	-	1	-	1	3	-	8	-	1				
	南区	7	3	3	1	-	-	4	3	4	3	-	4	4	4	2	-	-	4	-	5	2	-	5	5	4	4	3	-	-	5	-	4	3	-	4	4	1	-	2	-	2	-	-	-	3	-	1	-	-		
	小計	25	7	15	1	1	1	10	15	15	10	-	15	14	7	9	5	-	14	1	-	19	6	-	18	17	7	7	5	1	-	18	1	-	18	7	-	14	10	4	5	3	8	2	1	3	-	16	-	2		

有害図書類取扱い状況経年比較				Z区分ゲームソフトの取扱いがある店舗			
【本・雑誌等】		【映像ソフト】		【Z区分ゲームソフト】		【Z区分ゲームソフト】	
H27	H29	H27	H29	H27	H29	H27	H29
ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
101	96	102	95	149	48	151	46
51.3	48.7	51.8	48.2	75.6	24.4	76.6	23.4
2	2	3	1	3	1	3	1
3	4	2	5	4	3	4	3
7	3	8	2	8	2	8	2
14	3	14	3	16	1	16	1
1	-	1	-	1	-	1	-
5	3	5	3	5	3	5	3
-	2	-	2	-	2	-	2
4	1	3	2	4	1	5	-
2	4	2	4	3	3	3	4
2	2	2	2	4	-	4	-
7	6	8	5	11	2	10	3
-	5	1	4	2	3	2	4
6	4	6	4	7	3	6	4
2	5	3	4	5	2	5	2
-	6	-	6	3	3	3	3
2	2	2	2	4	-	4	-
-	3	-	3	2	1	2	1
1	4	1	4	5	-	5	-
58	59	60	57	89	28	89	28
7	4	7	4	7	4	6	5
3	3	3	2	4	3	3	2
5	5	3	7	9	1	8	2
4	7	4	7	8	3	9	2
3	3	3	5	1			

平成29年度社会環境実態調査 実施要領

1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施します。

2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
コンビニエンスストア 〔調査票 様式1、2〕	ア 店名・所在地 イ 営業区分（たばこ・酒取り扱い有無） ウ 有害図書類販売の有無（図書、映像） エ 有害図書類等の区分陳列方法 オ 喫煙飲酒関連（20歳未満者の年齢確認の有無）	有害図書類の区分陳列、たばこ・酒類販売時の年齢確認実施状況等を把握する
インターネットカフェ・まんが喫茶 〔調査票 様式3、4〕	ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 客席の状況 ・個室及びペアシートの有無 ・個室内の外部からの見通し ・個室内の鍵の有無 エ 営業時間（3区分） オ 18歳未満深夜入場制限の表示 カ フィルタリングその他の適切な措置の有無 キ 18歳未満者の年齢確認の有無 ク 18歳未満者のオープン席の利用 ケ 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無等）	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店 〔調査票 様式5、6〕	ア 店名、所在地 イ 営業区分 ウ 深夜営業の有無 エ 有害図書類等販売の有無（図書、映像、ゲームソフト） オ 有害図書類等の区分陳列方法 カ 18歳未満者への販売等禁止の表示	有害図書類等の区分陳列状況等を把握する

※古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店については、平成27年度実態調査又は立入調査で、有害図書類の取扱がなかった店舗（県がデータを提示）は、対象から除きます。新規店舗などで有害図書類の有無が不明の場合は、調査対象としてください。

3 調査時期

平成29年7月～9月

※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る活動の一環として実施するため、7月を調査期間に含みます。

※ 平成22年度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施していましたが、平成23年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行っています。

4 調査方法

別紙調査票（様式1～6）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行います。

※ 別紙調査票様式2、4、6で調査した場合は、各店舗調査結果を、様式1、3、5にとりまとめて御報告ください。（独自の様式でも構いません。）

※ 対象店舗については、県が提示する店舗を基本としますが、市町村の状況に応じて選択することも可能です。

5 調査結果の活用

- ・ 県内全域の調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供します。
（結果概要、報告書等の送付予定 平成30年2月頃）
- ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行います。立入調査の結果については、各市町村に情報提供いたします。
※ なお、違反の状況がはなはだしい場合や、問題性のある店舗については、青少年保護育成条例に基づき、知事に調査、指導を要請することができます。

6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果を、様式1、様式3及び様式5にとりまとめ、次のとおり提出をお願いします。（電子データ） *様式2、4、6は提出の必要はありません。

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	平成29年11月17日（金）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	平成29年11月2日（木）
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	
県西地域市町	県県西地域県政総合センター	

※提出先の一覧は別添のとおり

7 その他

○ 安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入しています。

※ 保険への加入については、4月に照会した市町村の希望状況に応じて調整します。

○ 市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加して調査することができます。

○ 有害図書類区分陳列の権限移譲市町

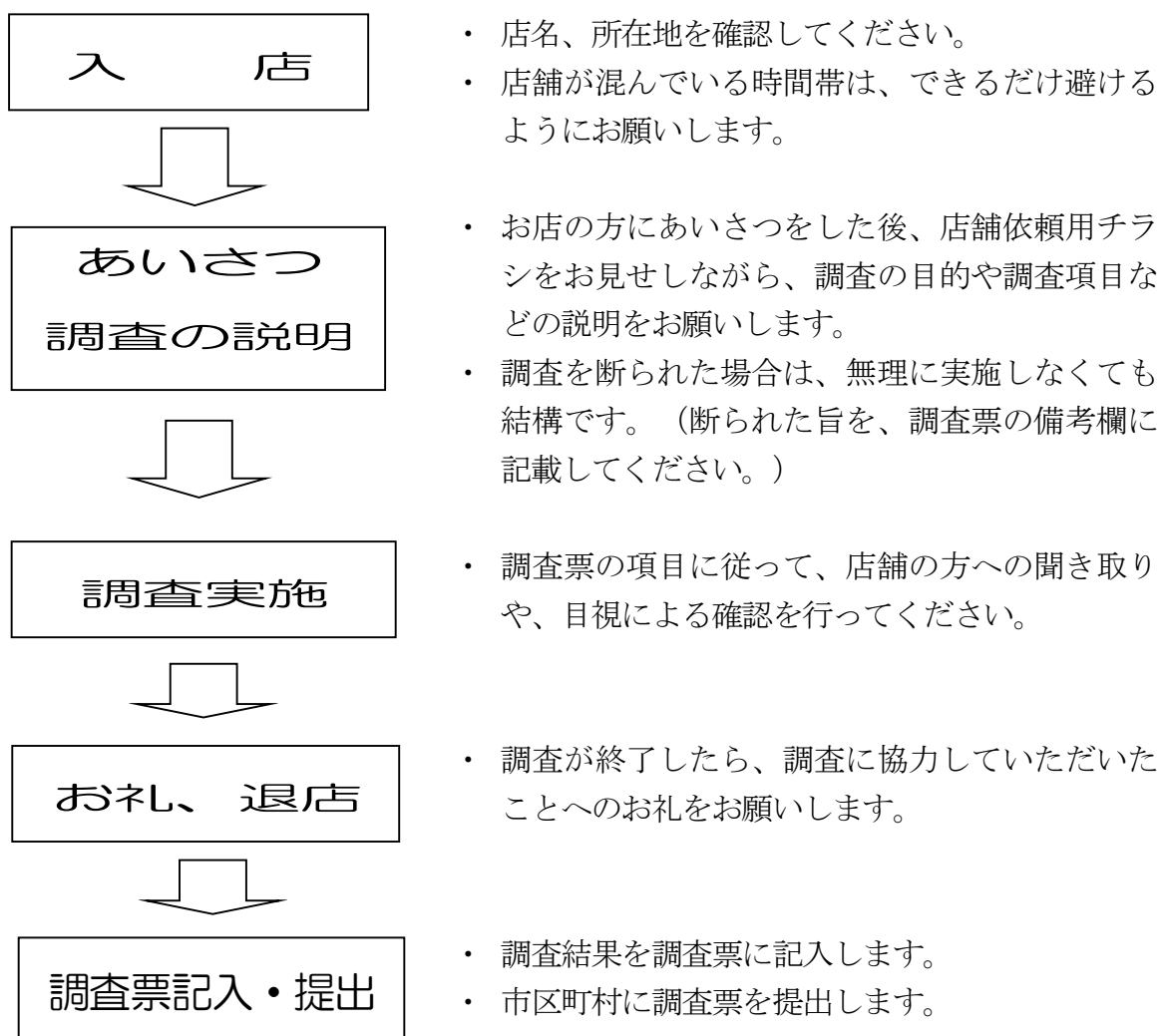
有害図書類の区分陳列に係る権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町、真鶴町）が、古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店における有害図書類の区分陳列調査を実施する場合は、県へ調査結果を提供していただきますようお願いします。調査結果は、県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める際の資料とさせていただきます。古書店等に加えて、コンビニエンスストア等において同様の調査を実施された場合も可能な範囲で提供していただきますようお願いします。

平成29年度社会環境実態調査 調査要領

1 店舗での調査の流れ

【訪問前の準備】

- 持参するもの
 - ・ 県や市町村が発行する青少年育成関係者の身分証
 - ・ 調査票、筆記用具
 - ・ 店舗に渡す資料
 - ア 店舗依頼用チラシ（全店舗）
 - イ 平成28年度社会環境実態調査結果



- 調査中に、店舗からの質問、苦情などがあった場合は、県の青少年課へお問い合わせいただくよう伝えてください。（下記連絡先 ※店舗依頼チラシにも掲載しています。）
- 違反と思われる状態がはなはだしい場合や、問題があると思われる店舗については、ただちに県に調査、指導を要請することができます。

神奈川県 青少年課 地域環境グループ

電話 045-210-3848（直通）

(1) 全店舗共通事項

- 調査票の各項目は、記入漏れのないよう、できるだけすべて入力してください。
(不明の項目等があった場合は、後日聞き取りや追加調査を行うなど可能な範囲での対応をお願いします。)
- 調査項目以外に、青少年の健全育成の観点から問題だと思われるような状況があった場合は備考欄に記入してください。
- 調査を断られた場合は、その旨を、調査票の備考欄に記入してください。
- 平成29年4月以降で、かつ本調査実施時期以前に、同様の調査を行っている場合は、その結果を様式1、3、5に転記し、本調査の結果として提出できるものとします。その場合、備考欄に調査時期(月)を記入してください。

市町村・県地域県政総合センター集計ご担当の方へ(データの入力について)

県青少年課から送付するエクセルデータには、27年度又は28年度の調査結果を記入していますので、適宜加除修正してください。(様式に新たに入力していただくことも可能です。)

コンビニについては、「様式1」に新たに調査結果をとりまとめの上、ご提出ください。

※ 各様式の留意事項等は、次ページ以降をご覧ください。

※ 県青少年課から送付するエクセルデータ(電子データ)を基に加除修正を行う際の注意点

・継続店舗

調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

・調査を実施できない店舗

備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。(調査拒否、休業など)

・新規(開店)店舗

行を追加(挿入)して、備考欄に「新規」と記入し、調査項目すべてを入力してください。

・廃業(閉店)店舗

備考欄に「閉店」と記入し、調査項目欄に斜線を引いてください。

(2) コンビニエンスストア〔調査票 様式1、様式2〕

1 調査の目的と対象

- コンビニエンスストアの営業実態について把握し、有害図書類の青少年への販売禁止、青少年の喫煙飲酒の防止などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
店名・所在地	新規・変更があった場合に記入してください。 (地番まで)
①営業区分	たばこ・酒の取扱いがあればそれぞれ○を記入してください。 ※原則、取扱いのある店舗を選定していますが、改めてご確認をお願いします。
②有害図書類の取扱いの有無	<p>【図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書類とは、書籍、雑誌、映像ソフト（DVD、ブルーレイディスクなど）のことをいいます。 <p>【有害図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の取扱いの有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。 ※図書類自体の販売がない場合も「無」としてください。 ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。 ※これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないための包装等で、明らかに有害図書と思われないものは除きます。 ※パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌などは、本調査における有害図書類にあたりません。 ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。 ・映像ソフトについては、本調査では、成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。
③有害図書類の区分陳列方法	調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可） 「有害図書類販売物」が「無」の場合は、「○」の記入は必要ありません。 ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。
④18歳未満への販売・貸付等禁止の表示	有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」それ

	<p>それぞれの区分ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。 (○は1つ) 「有害図書類の取扱い」が「無」の場合は、「○」の記入は必要ありません。</p> <p>※表示例：「18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。」</p>
⑤たばこ・酒類の販売時の年齢確認	<p>・たばこ・酒類の販売時の年齢確認について、最も近いものに○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※その他とは、選択肢以外の確認方法等がある場合には記載してください。</p>
⑥備考	<p>・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の口にチェックしてください。</p>

(3) インターネットカフェ・まんが喫茶〔調査票 様式3、様式4〕

1 調査の目的と対象

- インターネットカフェ・まんが喫茶の営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目		留意事項等
店名・所在地		所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。 (地番まで)
①営業区分		店舗の営業内容について○を記入してください。(○は1つ) ▼インターネットカフェ・まんが喫茶 ▼インターネットカフェのみ ▼まんが喫茶のみ ※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は、インターネットカフェにも該当しますので、「インターネットカフェ・まんが喫茶」に○をしてください。
②客席の状況	2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ) ※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席をいいます。(例) ペアシート席、カップルシート席 等
	外部からのペアシート等内部の客の視認	外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入してください。(○は1つ) ※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○をしてください。 ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。
	ペアシート等の内鍵	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側に鍵があるか確認し「有」または「無」に○をしてください。(○は1つ) ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

	③深夜営業の状況	<p>「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>（例）・閉店時間が午後11時の場合→「午後11時までに閉店（深夜営業なし）」に○</p> <p>・閉店時間が午前5時の場合→「午後11時以降閉店（深夜営業あり）」に○</p> <p>・終日営業の場合→「24時間営業（深夜営業あり）」に○</p>
条例に基づく措置	④18歳未満者の深夜入場制限の表示	<p>「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面（午後11時以前の入場を規制する文面など）も可とします。</p>
	⑤フィルタリングその他の適切な措置	<p>18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか確認し、フィルタリング導入」、「その他の適切な方法による措置※」、または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※「まんが喫茶のみ」の店舗は調査対象外ですので、欄に斜線を引いてください。</p> <p>※フィルタリングとは、インターネット上の有害サイトへの接続を防止するシステムです。</p> <p>※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置（オープン席のみ利用させ随時巡回する等）をいいます。</p>
自主規制等店舗の状況	⑥18歳未満者の年齢確認	<p>18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※「18歳未満者の年齢確認」とは、入店の際に、会員証を必要としたり、身分証等の提示を求めたりすることなどを行うこと</p>
	⑦18歳未満者のオープン席利用	<p>18歳未満に対してオープン席を利用させているか確認し、「有」または「無」に○をしてください。（○は1つ）</p> <p>▼利用させている場合（オープン席のみの店舗を含む）は「有」</p> <p>▼利用させていない場合（ブース席のみの店舗を含む）は「無」</p> <p>※「オープン席」とは、仕切りがなく、周囲から見える席で、「ブース席」とは、周囲をドアや仕切りで囲うなど独立した区画となる席をいいます。</p>
	⑧たばこ・酒類自動販売機	<p>・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。（○はそれぞれ1つ）</p> <p>※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含まれます。</p> <p>・自動販売機が「有」の場合、成人識別機能の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。（○はそれぞれ1つ）</p>

コンビニエンスストア、インターネットカフェ・まんが喫茶について

【青少年保護育成条例】

- カラオケボックス、インターネットカフェ(まんが喫茶)では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30万円以下の罰金)

深 夜・・・午後11時～午前4時

青少年・・・18歳未満の全ての方(既婚者を除く)

小学生未満の乳幼児も対象となっています。(平成23年4月1日から)

- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10万円以下の罰金)

(表示の例)

神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時以降は、保護者同伴であっても、18歳未満の方の入場をお断りします

(表示の推奨規格) 縦60cm 横15cm

- 知事は、個室の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。また、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- インターネットカフェの事業者は、青少年が利用する端末装置(パソコン)に、フィルタリングその他の適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【青少年喫煙飲酒防止条例】

(この条例で青少年とは、20歳未満の全ての方)

- 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの(証明書等)の提示を求め、その者の年齢を確認しなければなりません。(コンビニエンスストア)
- 販売事業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(成人識別装置)を講じなければいけません。(インターネットカフェ・まんが喫茶)

【業界の自主規制】

日本複合カフェ協会(任意加入)では、年齢の確認(利用客を入店させるに際し、会員証により、その年齢を確認するものとする)、客席の取扱い(18歳未満の利用客に対しては、オープン席を利用させるものとする)、利用時間の制限(16歳未満の利用客には午後8時以降、18歳未満の利用客に対しては午後10時以降の利用を認めないものとする)、青少年に有害なインターネット上のコンテンツ対策などの取組が行われています。(日本複合カフェ協会「運営ガイドライン」より)

(4) 古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店〔調査票 様式5、様式6〕

1 調査の目的と対象

- 古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店における有害図書類等の区分陳列の実施状況や青少年への販売・閲覧制限の表示について把握し、有害図書類等の青少年への販売禁止等の徹底などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
①店舗番号	必要に応じて、店舗番号を記入してください。
②営業区分	市町村で古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店の他に、独自調査を行う場合は「その他（ ）」に営業区分を記入してください。
③深夜営業の有無	平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」に○を記入してください。 (○は1つ)
④有害図書類の取扱いの有無	<p>【図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書類とは、書籍、雑誌、映像ソフト（DVD、ブルーレイディスクなど）のことをいいます。 <p>【有害図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の取扱いの有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。 ※図書類自体の販売がない場合も「無」としてください。 ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。 ※これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないための包装等で、明らかに有害図書と思われないものは除きます。 ※パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌などは、本調査における有害図書類にあたりません。 ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。 ・映像ソフトについては、本調査では、成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。
⑤有害図書類の区分陳列方法	調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可) 「有害図書類販売物」が「無」の場合は、○の記入は必要ありません。 ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競

	<p>馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。</p>
⑥18歳未満への販売貸付等禁止の表示	<p>有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」それぞれの区分ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ）「有害図書類の取扱い」が「無」の場合は、「○」の記入は必要ありません。</p> <p>※表示例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。</p>
⑦備考	<ul style="list-style-type: none"> ・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の口にチェックしてください。 ・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。
⑧「Z」区分ゲームソフトの取扱いの有無	<p>【家庭用ゲームソフトについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査では、「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列状況を確認します。 ・「Z」マークが表示されているゲームソフトの有無について、○をつけてください。（○は1つ） <p>※ゲームソフトの販売がない場合は「無」に○をつけてください。</p>
⑨「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の記載を参考に、区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可） ・条例で「Z」マークが表示されているゲームソフトの陳列方法は、有害図書類で認められる4種類の方法に加え、①150cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する②施錠したガラスケース内に陳列するという2つの方法も認められています。 ・家庭用ゲームソフトの区分陳列や販売禁止表示は、努力義務になります。なお、「グランド・セフト・オートⅢ」については、有害図書類として個別指定している（平成17年6月7日 県告示第380号）ので、有害図書類と同様の取扱いが必要となります。
⑩18歳未満への販売、貸付等禁止の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、貸付等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ） <p>※表示例：「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、18歳未満の青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。</p>

- ② シール止めやビニール包装などをした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離れた棚にまとめて陳列
- ③ シール止めやビニール包装などをした上で、10 cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列
- ④ 従業員が常駐するカウンターやレジの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、次のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

(表示の例)

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。


- 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えないように陳列するように努めなければなりません。

<家庭用ゲームソフトについて>

- 「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトを青少年に売ったり、貸したり、見せたりしないよう努めなければなりません。
- 販売店は、このゲームソフトの陳列に当たり、有害図書類の陳列方法で行うか、次の方法で陳列するよう努めなければなりません。
 - ① 床面から 150 cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する。
 - ② 施錠されたガラスケース内に陳列する。
- 「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列場所に、下記のような表示を見やすい文字で掲示するよう努めなければなりません。

(表示の例)

18歳未満の青少年に対し、「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、売ったり貸したり見せたりしてはいけません。

-  「Z」マークは、国内で販売される家庭用ゲームソフトを審査しているCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が定めた年齢区分マークで、「18歳以上のみ対象」としており、青少年には販売しない取扱いとなっています。
- 「Z」マーク以外には、「A」（全年齢対象）、「B」（12歳以上対象）、「C」（15歳以上対象）、「D」（17歳以上対象）があります。

平成29年度社会環境実態調査(コンビニエンスストア)対象店舗一覧

市区町村名	No	名称	住所	調査実施月日	営業区分			有害図書類の区分陳列										たばこ・酒類の販売時の年齢確認				備考 (調査協力への店舗の対応、お店からの要望・意見など)							
					たばこ取扱 有	酒類取扱 有	閉店 有	有害図書類【本・雑誌等】					有害図書類【映像ソフト】					購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法					未成年者と思われる者の判断基準						
								1 有害図書類 無	2 有害図書類 有	区分陳列状況 ※方法を選択(複数可)			18歳未満販売付等禁止の表示 1 有 2 無	1 有害図書類 無	2 有害図書類 有	区分陳列状況 ※方法を選択(複数可)			18歳未満販売付等禁止の表示 1 有 2 無	1 タッチパネル等又は口頭確認のみ	2 証明書等の提示		3 混雑時はタッチパネル等又は口頭確認のみ。混雑時以外は証明書等の提示	4 従業員に任されている	5 その他	1 年者に制着用や、容姿が明らかに未成年者に見えらる場合のみ	2 三十歳くらいに見えらる者まで	3 従業員に任されている	4 その他
										区分陳列有 ※方法を選択(複数可)	1 た 間仕切り等	2 出 した 60cm以上 離れた				3 1 0cm以上 張り	4 内 側 カウンターの 上や	区分陳列有 ※方法を選択(複数可)											
1	〇市	セブンイレブン〇〇店	〇〇町 1-1	7月9日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
2	〇市	ローソン△△店	△△町 2-2	7月9日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
3	〇市	ファミリーマート××店	××町 3-3	7月18日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	条例をもっと周知してほしい		
4	〇市	BBマート〇〇店	〇×町4-4	7月18日																							閉店		
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
市・町・村 計																												2	

「営業区分」を転記

本・雑誌・コミック欄の
「有害図書類の取扱い」
「有害図書類の区分陳列方法」
「表示」
を転記

映像ソフト(DVD・ビデオ等)欄の
「有害図書類の取扱い」
「有害図書類の区分陳列方法」
「表示」
を転記

「たばこ・酒類の販売時の年齢確認」を転記

「備考欄」を
転記

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○はそれぞれ1つ)

酒、たばこ取扱いあり 酒またはたばこのみ取扱いあり どちらもなし

② 有害図書類販売物の有無

【有害図書類(家庭用ゲームソフトを除く)について】

・有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。

※「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」自体の販売がない場合は「無」に○をつけてください。

・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。

・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。

・映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。

③ 有害図書類等の区分陳列方法

・調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可)

・有害図書類販売物がない場合は、○の記入は必要ありません。

※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。

④ 18歳未満への販売等禁止の表示

・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、閲覧等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)有害図書類の取扱がない場合は「○」の記入は必要ありません。

⑤たばこ・酒類の販売時の年齢確認

たばこ・酒類の販売時の年齢確認について、もっとも近いもの1つに○を記入(○はそれぞれ1つ)

「購入しようとする者が未成年と思われる場合の年齢確認方法」と「年齢確認を要する未成年者と思われる者の判断基準」を確認し、記載してください。

※たばこ・酒類の販売状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当

②深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例) 閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例) 閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○

・24時間営業(深夜営業あり) (例) 終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

③客席の状況

●【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席 (例) ペアシート席、カップルシート席

●【外部からのペアシート等内部の客の視認】

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入(○は1つ)

※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

●【ペアシート等の内鍵】※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

④18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤フィルタリングその他の適切な措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか、「フィルタリング導入」、「その他の適切な方法による措置※」または「無」に○を記入(○は1つ)

※「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

※その他の適切な方法による措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置(オープン席のみ利用させ随時巡回する等)をいいます。

⑥18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(年齢確認=会員証の発行、身分証の提示など)

⑦18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(オープン席=仕切りがなく、周囲から見える席)

⑧たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」「有」「無」

のどちらかに○を記入 ※たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
- ・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

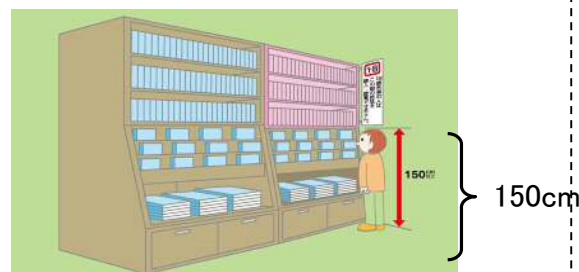
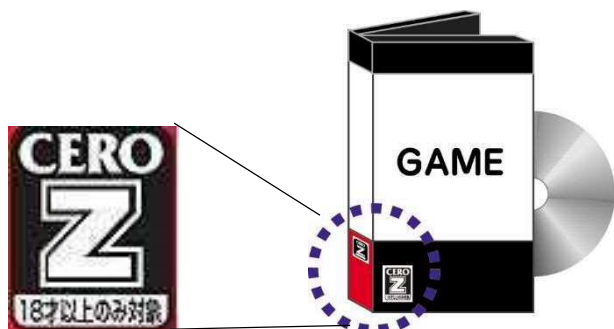
家庭用ゲームソフトの区分陳列状況について

- ① 家庭用ゲームソフトの販売がある場合のみ記入してください。
 (任天堂DS、任天堂Wii、ソニープレイステーション(PS)などのゲームソフト)
- ② 家庭用ゲームソフトの販売がある場合は、Z区分ゲームソフトの取扱いの有無及び区分陳列状況について記入してください。

※Z区分ゲームソフトとは・・・

NPO法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO:セロ)により「18歳以上のみ対象」とされた家庭用ゲームソフト。

神奈川県では条例により、18歳未満への販売や貸付を禁止し、区分陳列するように努めることを義務づけています。区分陳列方法は有害図書類と同様の4種のほかに、下図のように「床面から150cm以上の高さの位置に仕切り板をもうけてまとめて陳列」する方法や、「施錠したガラスケース内に陳列」する方法が認められている。



- (3) 「Z区分」ゲームソフトの有無及び区分陳列方法(1~7は複数チェック可)

Z区分ゲームソフトの取扱い		8	1 無	2 有
「有」の場合は、以下の項目も確認				
Z区分ゲームソフトの区分陳列方法 (該当するものを「○」)	区分陳列 有 (複数選択可)	1 間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列		
		2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		
		3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列		9
		4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		
		5 150cm以上の高さに仕切板をもうけてまとめて陳列		
		6 施錠されたガラスケースの中に陳列		
	7 区分陳列がされていない			
「Z区分」ゲームソフトの18歳未満への販売、貸付等禁止の表示		10	有	2 無

※1~4は前頁の有害図書類区分陳列と同じ

【問合せ先】神奈川県県民局次世代育成部 青少年課 電話045-210-3848

店舗名・所在地 所在地は地番まで記入してください。

- ① 店舗番号 必要に応じて、店舗番号を記入してください。
- ② 営業区分 書店の他に独自調査を行う場合は、「・その他（ ）」に営業区分を記入してください。

③ 深夜営業の有無

- ・平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」どちらか一つにチェックしてください。

④ 有害図書類販売物の有無

【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】

- ・有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。
- ※「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」自体の販売がない場合は「無」に○をつけてください。
- ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。
- ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。
- ・映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。

⑤ 有害図書類等の区分陳列方法

- ・調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
- ・有害図書類販売物がない場合は、○の記入は必要ありません。
 - ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。

⑥ 18歳未満への販売等禁止の表示

- ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、閲覧等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○はそれぞれ1つ）有害図書類の取扱がない場合は「○」の記入の必要はありません。

⑦ 備考

- ・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。
- ・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。

【「Z区分」ゲームソフトについて】

（裏面）

⑧ 「Z」区分ゲームソフトの取扱いの有無

【家庭用ゲームソフトについて】

- ・本調査では、「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列状況を確認します。
- ・「Z」マークが表示されているゲームソフトの有無について、○をつけてください。（○は1つ）ゲームソフトの販売をしていない場合は「無」に○をつけてください。

⑨ 「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法

- ・調査票の記載を参考に、区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
- ・条例で「Z」マークが表示されているゲームソフトの陳列方法は、有害図書類で認められる4種類の方法に加え、①床面から150cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する、②施錠したガラスケース内に陳列するという2つの方法も認められています。
- ・家庭用ゲームソフトの区分陳列や販売禁止表示は、努力義務になります。なお、「グランド・セフト・オートⅢ」については、有害図書類として個別指定している（平成17年6月7日 県告示第380号）ので、有害図書類と同様の取扱いが必要となります。

⑩ 18歳未満への販売等禁止の表示

- ・「Z」区分ゲームソフトの陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ）
- ※表示例：「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、18歳未満の青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。